

# 令和4年第4回川西町 議会定例会会議録

令和4年12月7日 水曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木 幸 廣      副議長 寒河江      司

## 出席議員（10名）

1番 井上 晃一 君	2番 遠藤 明子 君
3番 渡部 秀一 君	4番 吉村 徹 君
5番 島 貫 偕 君	7番 伊藤 進 君
8番 神村 建二 君	9番 橋本 欣一 君
10番 淀 秀夫 君	13番 寒河江 司 君

## 欠席議員（2名）

11番 高橋 輝行 君	14番 鈴木 幸廣 君
-------------	-------------

## 説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 鈴木 清隆 君
教育 長 小林 英喜 君	総務課長 大滝 治則 君
安全安心課長 後藤 哲雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課 長 安部 博之 君	政策推進課長 遠藤 準一 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近 祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康子育て課 長 小林 俊一 君
産業振興課長 井上 憲也 君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局 長 内谷 新悟 君
地域整備課長 奥村 正隆 君	教育文化課長 金子 征美 君
農業委員会 会長代理 新野 勝廣 君	監査委員 嶋 貫 榮次 君
財政主査 石田 英之 君	

事務局職員出席者

議会事務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 2 号)

令和4年12月7日 水曜日 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 神 村 建 二 君
2. 橋 本 欣 一 君
3. 吉 村 徹 君
4. 遠 藤 明 子 さん

---

◎開議の宣告

○副議長 本日、鈴木議長欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務を執らせていただきますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

全員ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

本日の会議に欠席通告のあった方は2名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回川西町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

---

◎議事日程の報告

○副議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておりました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎一般質問

○副議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は4名であります。

発言順位により発言を許します。

第1順位の神村建二君は質問席にお着きください。

神村建二君。

(8番 神村建二君 登壇)

○8番 おはようございます。

さきに通告してありますとおり、3つのテーマについて質問をいたします。

まず最初に、子供の車内置き去り防止対策は。

バスなど車内に子供が置き去りになり、死亡する事故が相次いでいる。ここ一、二年だけでも数件の事例が発生している。

2020年6月、茨城県つくば市で2歳女児が車内に放置され、熱中症と見られる症状で死亡。父親が長女を小学校に送った後、次女を保育所に送り忘れ、車に乗せたまま在宅勤務をしていた。

2021年7月、福岡県中間市で保育園の送迎バスに5歳男児が約9時間放置され、熱中症で死亡。保育園が車内を確認しないままドアを施錠した。

2022年5月、新潟市で1歳5か月の男児が車内に放置され、熱中症の疑いで死亡。父親が出勤時、子供を保育園に送り忘れ、車に置いたまま出勤した。

2022年9月、静岡県牧之原市で認定こども園への送迎バスに3歳女児が約5時間放置され、熱中症で死亡。園が降車時に車内を確認していなかった。

2022年11月、大阪府岸和田市で2歳児が保育所に預け忘れて父親の車内に放置され、熱中症で死亡した。

このような惨状が続く中、全国の保育施設などでは、国の指導もあって送迎バスの安全対策も進みつつあり、一定の効果が上がっている面もある。しかしながら、施設側の安全確認、保護者と施設との連絡体制など課題も多く見られる。

山形県は、今年9月に保育施設の緊急点検を実施し、その概要を11月に公表している。調査結果によると、車内の置き去りの見落としを防ぐセンサーの設置は全体の3.2%に過ぎなかった（山形新聞より）。

保育施設の安全装置は、来年4月から設置が義務づけられる方針であるが、本町としての対応はどのように考えているか伺います。

県は、今回の点検に加え、市町村と連携して実地調査を進め、安全管理が不十分な場合は改善を求めるとしている（山形新聞）が、町は県とのアクションをどのように捉えているか伺います。

保育士1人当たり何人の子供を見るか、国の配置基準は主要国に比べ低いとも言われている。1人の保育士が同時に複数のことを行い、見落としが発生しやすい環境にあるため、改善する必要があるとも言われている。見解を伺います。

利用者の年齢層が保育施設に比べて高いスクールバスの安全対策は、どのように考えているか伺います。

次に、旧東沢小学校利活用事業の進展について。

東沢小学校が廃校となり、その利活用が注目されていた中、近隣事業者による地域活性化が期待される事業計画が示された。

旧東沢小学校の施設や跡地を活用し、カフェや、町内にこれまでなかったキャンプ場、ドッグランなどが計画され、また就労継続支援事業により障害者等の雇用の場になることも期待される事業ともなっている。

旧校舎、土地、体育館共に貸付けとされ、貸付期間は令和4年4月1日から10年間としている。

貸付期間開始から半年経過しているが、その進展について伺います。

3つ目、旧高山小学校利活用事業の進展について。

旧高山小学校の利活用については、社会福祉法人山形県社会福祉事業団から福祉の拠点施設として利用したいとの申出があり、本町の福祉向上に寄与すると考えられることから、事業団に無償で貸し付けることになった。

福祉施設の拠点施設として、生活介護事業の事業所（デイサービス）、共同生活援助事業（グループホーム）の事務室、相談支援事業（ケアマネ等）の事務室、また高齢者が交流できるサロンなどの事業などを目的としている。

当事業団は、本町下小松にある希望が丘コロニーや老人ホーム他施設等、20か所ほどを運営もしている。

貸付期間は令和3年4月1日から令和28年3月31日までの25年間となっている。

貸付期間開始から1年半経過しているが、その進展について伺います。

以上でございます。

○副議長 町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 神村建二議員のご質問にお答えいたします。

初めに、子供の車内置き去り防止対策はにおける、保育施設の安全装置の義務づけに対する対応はについてであります。議員ご指摘のとおり、本年10月12日付の国の事務連絡において、令和5年4月から保育施設の送迎に使用するバス等に安全装置の設置が義務づけられました。また、設置できない場合は、1年間の経過措置としてチェックシート等を活用した安全確認を行うことも可能とされ、詳細は追って示されることとされております。

本町内の園児バスの台数については、学校法人天笠学園認定こども園小松幼稚園に2台、町立北斗幼稚園に2台、町立美郷幼稚園に4台の合計8台で運行しており、うち、美郷幼稚園の3台は小学校のスクールバスと兼用となっております。

また、町立幼稚園の園児バスの運行については、令和3年度から小・中学校及び幼稚園のバスを一体的に民間委託しており、園児バスについては添乗員1名が同乗しております。

過日、送迎用バスへの安全装置の導入支援事業を含む国の令和4年度第2次補正予算が可決成立しました。導入支援の事業概要はいまだ示されておりませんが、本町においては、国

の補正予算を受け、正式な通知があり次第、町立幼稚園のバス6台の安全装置設置に関わる町の補正予算を準備してまいりたいと考えております。

今後は、国・県の動向を注視しながら、安全装置の設置がスムーズに進むよう努めるとともに、設置までの期間においても、さきに申し上げたチェックシート等の活用を図るなどの安全対策を講じていきたいと考えております。

次に、安全管理について県との連携をどのように考えるかについてであります。本年9月に県によるバス送迎に当たっての安全管理に関する点検として、乗車時及び降車時の園児の確認方法、園児が全員降車した後の確認方法等の63項目にわたる調査が実施され、本町で運行する園児バスについては、県から改善を求められることはありませんでした。

さらに、国が示したこどものバス送迎・安全徹底マニュアルに従い、バス送迎における園児の安全に関する重要性を再確認し、各種マニュアル、名簿様式の見直しを進めるとともに、幼児施設によっては園児の乗車席を固定化する工夫を行っております。

また、全国の痛ましい事故の一要因として、欠席となっている児童の保護者への確認の欠落が考えられます。本町においては、従前から保護者へ確認作業を行っておりますが、さらに徹底してまいります。

次に、保育士の国の配置基準についての見解はについてであります。議員ご指摘のとおり、日本の保育士等の配置基準は、主要国と比較し、特に3歳以上については低い水準にあると言われております。

国の配置基準については、年齢ごとの乳幼児数に応じて保育士または教諭の配置数を定めるもので、保育所においてゼロ歳児は3人に1人、1歳児及び2歳児は6人に1人、3歳児は20人に1人、4歳児、5歳児は30人に1人となり、幼稚園においては3歳児から5歳児の配置基準は35人に1人となっており、町立の幼児施設では、部分的に国基準と比較し高い基準で運用しており、保育所ではゼロ歳児は2人に1人、1歳児は5人に1人、幼稚園は30人に1人で運用しております。

さらに、近年、特別に配慮が必要な幼児が増加していることから、基準の保育士または教諭に加え、保育助手等を加配しております。結果的に、配置基準が高いゼロ歳児から2歳児のクラスを含め、全クラスに2人から3人の保育士、教諭等を配置しております。

議員ご指摘の子供の車内置き去り防止対策については、本町では国の配置基準を上回る人員を配置するとともに、登園及び降園の忙しい時間帯は、園長と副園長のサポート、保育所においてはパート職員の雇用により対応を強化しております。

また、園児バスの運行時の対応としては、幼稚園の園舎内において、登園時及び降園時において乗車名簿により園児の確認を担当教諭が行うこと、乗車後はバスごとに専門の添乗員1名が同乗し、乗車名簿により児童の乗り降りの確認を行うことにより、安全確保を図っております。

次に、スクールバスの安全対策はについてであります。小・中学校の児童・生徒となりますと自分で行動できますので、乗車、降車を適切に行うよう学校で指導しているところがあります。

また、運行を委託している事業者においては、バス運行終了後の確認事項として、児童・生徒の乗り過ぎの有無、忘れ物の有無、消毒、車内外の状況確認等を運転手が毎回行い、安全確保に努めております。

次に、旧東沢小学校利活用事業の進展についてであります。旧東沢小学校については、令和3年10月8日に株式会社Restにより利活用の申請があり、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間を期間として、土地、校舎、体育館の賃貸借契約を締結したところがあります。

同事業所の施設利活用計画においては、旧東沢小学校周辺の豊かな自然環境を生かしながら、新たな事業展開を図るための拠点とする考えであり、これまで行っていた木造建築工事、まきストーブの販売・施工などの事業に加え、新たに就労継続支援事業に取り組み、障害をお持ちの方に就労の機会を提供するとともに、利用者のニーズに合わせた多様性のある事業として、カフェやキャンプ場、ドッグラン整備などが計画されております。

先月、同事業所の本社機能を旧東沢小学校に移転し、従業員8人で事務所及びまきストーブショールームの営業を開始されており、加えて、就労継続支援事業により5人の方が就労されており、今後さらに3人の増員を予定しているとお聞きしているところがあります。

現時点での建物内のオープンについては、施設の改修や周知広報に要する期間を考慮し、来年6月頃をめどとして進められております。町としても、事業を通じた雇用の創出や地域の活性化に期待を寄せているところであり、地元根差した企業として定着するよう、地域と連携しながら協力していきたいと考えております。

次に、旧高山小学校利活用事業の進展についてであります。平成30年10月、社会福祉法人山形県社会福祉事業団から、旧高山小学校を地域福祉支援施設として利活用することについて申出があり、これを受けて、本町では同事業団及び関係課と協議を進め、令和3年3月、町議会定例会において、旧高山小学校の土地、建物を令和3年4月1日から令和28年3月31

日までの25年間無償貸付けとする議決をいただき、令和3年4月、同事業団と契約を締結するに至りました。

地元高山中里地区の皆さんには、本年3月28日、高山多目的研修センターにおいて、同事業団から改修工事に関わるスケジュール及び校舎内の改修案について説明が行われております。

同事業団は、当初、令和3年度中に旧高山小学校の改修工事を行い、事業開始を令和4年4月からと予定しておりましたが、建設資材高騰等による同事業団の予算対応や工事に係る調査、設計業務、福祉施設化に伴う諸手続に時間を要し、後期を令和5年5月までと見直し、改めて本年11月、高山地区の皆さんを対象に、工事施工者及び設計業者による旧高山小学校の改修概要と事業概要について2回目の説明会が行われております。

同事業団は、山形県内全域において特別養護老人ホーム、障害者支援施設、救護施設等を自主経営するほか、指定管理施設として養護老人ホーム2施設の管理を担っており、本町においては、山形県総合コロニー希望が丘の経営母体として障害福祉サービス事業を実施しております。

改修工事完了後は、旧高山小学校において生活介護事業、相談支援事業、グループホーム事業所等として事業が行われると伺っております。今後、地域共生社会における地域福祉支援の中心的施設として利活用されることに期待するものであります。

以上、神村建二議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○副議長 神村建二君。

○8番 ありがとうございます。

それで、まず子供の車内置き去り防止対策の件でございますが、いろいろと置き去りの事例が発生しまして、国としてもいろいろ、いわゆるバスの安全装置、これの設置義務を考えているということで、その事前調査が県としてあったわけでございますが、それによると安全装置を設置しているのは県内で5施設だけであったと。率にすると3.2%だったというような結果が出ているわけでしたが、本町の現状はどうだったのでしょうか。

○副議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 私のほうからお答え申し上げます。

現在、町が運行しているのは8台ということで答弁が町長のほうからありましたが、全て安全装置につきましては設置していないという状況でございます。

以上です。



○副議長 神村建二君。

○8番 先ほどの答弁によりますと、国の方針に従ってこれから安全装置を設置していくと。来年の4月、5月には設置が義務づけられるということでございます。それで、その設置のための補助支援、これが必要になってくるわけですが、これの支援につきまして、本町には町立の保育所、それから私立の幼稚園等がございますが、これの分け隔てなく支援をしていくということでしょうか。

○副議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 結論から申し上げますと、8台平等に補助される予定となっております。

ただ、補助の方法として二通りございます。小松幼稚園、私立につきましては、県を通じて補助される見込みとなっております。本町の6台につきましては、県に町のほうから申請をするといったことで、その6台につきましては補正予算の準備を進めているところでございます。

その詳細な内容につきましては、12月2日に国会で成立してございますが、まだ示されておらない状況でございますので、その状況を見ながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長 神村建二君。

○8番 安全装置と一言で言えば終わりなんですけれども、その中身が大別してセンサーなのかブザーなのか、その辺のところの内容については国の方針を待ちということでしょうか。

○副議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 国からの通知待ちといったところでございますが、従前にちょっと分かっている内容でいいますと、定額補助の予定をされている。市場価格を見た価格設定といったところが分かっておりますが、報道ですと5万というところも見えますし、18万という設定といったところで一部見えているところはございますが、これから国からの正式通知をもって対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長 神村建二君。

○8番 幼稚園、保育所が対象で考えていらっしゃるということですが、その安全装置は、先ほど最初に質問しましたスクールバス、これについては安全装置はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○副議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 スクールバスにつきましては、国のほうで小・中学校、それから町のほうにはございませんが特別支援学校、こちらのほうでもスクールバスがある場合は同様の措置をするようにという考え方は示されておりますが、こちらについても内容についてはまだ国から示されておられませんので、その状況を踏まえながら対応を検討してまいりたいというふうを考えてございます。

○副議長 神村建二君。

○8番 そうすると、スクールバスの場合は、幼稚園、保育所とは一応切り離して考えているということによろしいのでしょうか。

○副議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 考え方としては同様になるというふうに思っておりますが、詳細が示されていないということなので、国からの指導、指示を待っているという状況でございます。

○副議長 神村建二君。

○8番 実地検査という概念があります。これは、保育園が適切に運営されているかどうか、行政のほうから年に1回以上現場を確認するというところで、それがいわゆる実地検査であるということではありますが、非常に行政としては検査員が足りないとかそういったこともあって、あまり確実に実施されていないという報道もあるわけでございますが、この実地検査について、いわゆる保育園が安全装置も含めて運営をきちっとやっているかどうか、こういったことを観察する、現場を確認する、これについては本町の実態はどうなんでしょうか。

○副議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 私のほうからお答えいたします。

実地検査、監査につきましては、認定のところの行政機関が行うといったことになってございまして、今回問題になっている幼稚園と保育所のほうにつきましては山形県知事が指定するということになってございますので、その指導監査の権限につきましては県にあるということで認識しております。

ちなみに、本町でその指導権限があるといったところにつきましては、無認可の幼児施設のほうは監査指導等は行っているところでございますが、今回問題になっている園児バスを運行している施設につきましては県のほうの指導監査があるといったところでございますが、そちらで特に問題になっているといったところは聞き及んでおらないので、そういうふうに関今のところ判断というか、認識をしております。

以上です。

○副議長 神村建二君。

○8番 そうすると、町でやっているのは無認可の施設であるという解釈でよろしいんですか。

○副議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 そういう見解になります。よろしく申し上げます。

○副議長 神村建二君。

○8番 具体的に何施設あるんですか、無認可は。その実地検査をやっている対象の施設というのは。

○副議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 無認可につきましては、簡単に申し上げますと院内保育所、置賜病院と湖山病院に1施設ずつございますが、そちらの監査といったことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長 神村建二君。

○8番 1か所ということですか、2か所ということですか。

○副議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 失礼しました。合計2か所ということになります。

○副議長 神村建二君。

○8番 その2か所について、実際に1年に何回ぐらいやっている。1回ですか、2回ですか。

○副議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 私のほうからお答えします。

そちらについては年1回実施しております。ちなみに今年は実施済みといったことであります。よろしくお願ひします。

○副議長 神村建二君。

○8番 非常に行政としても忙しい中、そういったきちっとやらなくちゃならないということで、2か所で数はまあ少ないんですけども、やっていらっしゃるということですが、その結果については、何か県に報告するとか国に報告するとかというような決まりはあるんですか。

○副議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 また私のほうからお答えします。

こちらの監査事務につきましては、県から権限委譲を受けてやっている内容でございます。

て、結果的に県のほうに進達するような形でお知らせしているといったことでご理解いただければと思います。監査結果につきましては、県のほうに進達しているといったことでご理解いただければと思います。

○副議長 神村建二君。

○8番 今までそういったところで検査をして、不具合が指摘されたというようなことはあったんでしょうか。

○副議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 私のほうからお答えしますが、ちょっと過去に遡ってしまいますと、今回の問題の趣旨と違うのでちょっと手元に資料がございませんが、今年度の実施につきましては特に問題なかったというふうに認識してございます。

○副議長 神村建二君。

○8番 そういったことで、町の管轄する保育所、幼稚園につきましては正常に運営しているということをお聞きしました。

それで、最近報道をにぎわしているのが、保育士の子供に対する虐待事件が発生していると。富山県とか静岡県とかそういったところで、保育士の数自体も当然、先ほどの我が国は諸外国に比べて非常に配置される人数も少ないという答弁がありまして、まさしくそのとおりで、保育士の数の手当ても十分やっていかなくちゃならないということですが、それと同時に保育士の適正性、適正な保育士の確保ということも十分に考えていかなくちゃならないわけですが、その点の認識というのはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○副議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 それでは、私のほうからお答えしますが、なかなか難しい問題であるというふうにはちょっと考えてございますが、今現在考えておるのは、そういった環境整備のほうは必要かなというふうには考えてございますし、採用してお願いした後の教育、こちらのほうも重要かなというふうには認識しているところでございます。ちょっとお答えにならないかもしれませんが、そのように考えてございます。

○副議長 神村建二君。

○8番 いずれにしても、子供の命というのは非常に大切な宝でございますので、そういった面で、子供が絶対に亡くなるというようなことがないように要望いたします。

次に、旧東沢小学校の件でございますが、東沢小学校も高山小学校も、新しい事業を控え

て今進みつつあるというお答えをいただきまして、そういった事業がオープンされれば町の活性化にもつながるし、にぎわいの拠点にもなるというふうと思うわけでございますが、今進めている両方の学校の事業について、障害となっているようなことがないのかどうかお聞きしたいと思います。

○副議長 安部まちづくり課長。

○まちづくり課長 旧東沢小学校で事業をされておりますR e s tさんと先月、11月2日にも現場のほうにお伺いしまして、会社のほうにお伺いしまして、状況等をお聞きしております。今お困りの点ということでは、特別R e s tさんのほうからは町のほうに対してなかったところでございます。

以上でございます。

○副議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 私のほうからもお答えをさせていただきます。

私も、旧東沢のほうに見学といいますか、行かせていただきました。

(高山のほうで )

○福祉介護課長 分かりました、はい。高山も東沢のほうにも行ったものですからあれだったんですが、私のほうから旧高山小学校のほうについてのものがございます。町長の答弁にもさせていただきましたが、資材の関係であるとかで着工が遅れてしまったということが1つの課題といいますか、問題であったかなというふうには考えておりますが、住民の方への説明等も十分にさせていただいておりますので、今後速やかな着工がなれば特に問題はないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長 神村建二君。

○8番 2つとも非常に有効な事業というふうに認識されますので、町としてもこれから継続して見守っていただいて、そして障害となるようなものがあれば、それを取り除いていくというようなことをひとつお願いいたしまして、私の質問は終わります。

○副議長 神村建二君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時30分といたします。

(午前10時10分)

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

○副議長 第2順位の橋本欣一君は質問席にお着きください。

橋本欣一君。

(9番 橋本欣一君 登壇)

○9番 本日2番目の質問でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

初めに、町職員の定数と会計年度任用職員の処遇改善について質問いたします。

12月定例会に定年延長の関係条例が提出されます。時代の趨勢で、定年延長は当然のことです。経験豊かな有能な人材の活用は、歓迎すべきものであります。定年を迎えられる職員の大半は、労務形態は変わるものの、65歳まで働き続けられるものと推察いたします。

町の職員数は200名前後で推移しており、さらに非正規の会計年度任用職員100名余りで職務が執行されております。町長は、DX推進など執務の合理化と適正化で職員数の整理を図ると言われ、現に5年単位で見れば微減していると思っております。半面、臨時職員から会計年度任用職員などと名称を変えながら、非正規職員を増やしてまいりました。非正規職員の手を借りなければ事務執行が滞るのが実態であります。まして、コロナ禍、災害多発をはじめとし、高齢化、地域振興など年々高まる行政需要と住民サービスに対応するには、専門性と経験を持った職員の確保は、安定・安心した行政運営には必須と思えます。さらに、新採による行政内部の新陳代謝、後継者育成も必要です。定年延長と新採で総職員数の増加も予想されます。人口減少の中で、職員の増加も町民理解には厳しい、難しいところであります。

町長は、今後の行政サービスの充実を図りながらコストダウンに取り組まなければなりません。町職員数の捉え方を、質的向上と予算面からどのようにお考えでしょうか。

会計年度任用職員については、前述したように必要不可欠な職員にもかかわらず、臨時、非正規の時代から官製ワーキングプアと言われ、賃金の引上げと正職員との待遇改善の是正が必要と言われてまいりました。継続雇用が確約されているわけではなく、1年先の生活さえ想像できないなどの声もあります。会計年度任用職員制度になってからは多少の待遇改善がありました、微々たるもので、根本的に待遇改善を図る必要があります。町の会計年度任用職員の実態と今後についてお聞きいたします。

次に、公共交通について質問いたします。

過日、山交バスによる小松米沢間の来年3月での営業廃止の説明がありました。さらに、8月豪雨により、米坂線は一部開通のみで全面復旧のめども立たず、公共交通の片足が麻痺した状態になっております。バスにつきましては、利用者がほぼおらず、以前よりその存続の可否が問われておりましたが、いざなくなるとなれば寂しいものです。感情論だけでは語れないわけですが、バスによる移動の手段は終えんとなるわけです。

町では、町内移動はデマンド交通に重点を置き、その利用を進めてきました。一方、町外には自力か、もしくはタクシーなどでの移動しかなくなったわけで、町外への公共交通手段の1つがなくなったことは残念なことです。

国では、令和2年に地域公共交通活性化再生法により、地域公共交通計画の策定が市町村の努力義務となりました。町の政策として、バスやタクシーといったいわゆる公共交通サービスだけでなく、NPO等による自動車を利用した有償旅客運送や福祉運送、スクールバス、病院・商業施設などの民間業者による送迎サービスといった地域で自発的に取り組まれている移送サービスをも盛り込んで、総合的に持続可能な移動手段を確保していくという考えが明確に示されました。

交通政策は、将来を見据え、福祉、都市計画、観光、産業振興などの多くの観点からまさに総合的に検討し、施策を練っていく必要があります。町長のお考えをお聞きします。

米坂線は現在、米沢今泉間のみの運行で、今泉坂町間は代行バス運行です。米坂線の全面復旧についてはどのようになりますか。

過日、長井市長が、フラワー長井線と米坂線の一部区間を山形鉄道に業務委託する形で運行することを目指すと報道されました。町長のお考えをお聞きいたします。

続いて、8月3日大雨による被害復旧に関して質問いたします。

既に11月21日の全員協議会で報告があり、それぞれに交付金、補助金申請済み、あるいは申請のための準備に入っているとのことで、職員、関係者のご苦勞に感謝いたします。反面、町民からは、3か月もたつのに復旧が遅いのではないかと、特にダリヤ園につながる町道は生活道路でもあるし、いち早い復旧が望まれているので何とかしてほしいという声です。

設計が遅れてなかなか着手できないとのことですが、工事が進まない原因は、町民の方には説明が届いておりません。せめて当該地域の住民には経過報告などをすべきと思いますが、いかがでしょうか。

大光院1号堤については、現在の強度基準に合わせてより強靱に原状復帰する、また上流

の2つの堤も対策していくとの説明でしたが、堤下流住民の不安は払拭されません。激甚対策では原状復帰が原則ですから、応用が利かないのかをお尋ねいたします。

また、応用が利く利かないにかかわらず、下流域に何らかの強力な排水対策を施し、万が一の際でも被害を最小限に抑える対策が必要であると考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。

○副議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町職員の定数と会計年度職員の処遇改善についてにおける、町職員数のとらえ方についてであります。本町の職員数は現在199人で、一般職員156人、幼児施設及び学校勤務職員34人、再任用職員9人となっております。

職員数においては、国において行財政改革が推進され、本町においても集中改革プランを策定し、職員数の削減を実施してまいりました。しかし、昨今の刻々と変化する社会情勢を的確に捉え、多様化する住民ニーズに対応した行政サービスの提供には、職員の確保は必要と考えられるものの、少子化・人口減少に伴う将来の人口規模や財政規模を想定すると、職員の増員は難しいものと考えております。現状としては、ここ10年間、職員数は200人前後で推移しているところであります。

そのため、現在、第2次経営改革プランにおいて、行政運営・職員改革を大きな柱の1つとし、職員の成長と組織力の向上に努め、限られた人員でも業務が遂行できるよう、業務マニュアルの作成や職員提案による業務改善、RPAの活用などによる事務の効率化を図るなど、事務事業の見直しを進めているところであります。

また、大きな制度改正となる定年延長については、令和14年までは定年年齢が段階的に引き上げられる過渡期になります。加えて、高齢期の職員については、フルタイム勤務やパートタイム勤務などの働き方の選択肢が増えることから、職員数の動向が見込みづらくなることが予想されますが、必要なサービスを提供できる職員数を確保し、また高齢期職員の知識、経験を継承しながら、総人件費を考慮しつつ職員採用を継続することで組織の活性化を図っていきたいと考えております。

少子高齢化の進展やライフスタイル、価値観の変化により行政に求められる住民ニーズや地域が抱える課題は多様化・複雑化しております。その諸課題に対応できる職員を育成する



とともに、必要な人材の確保に努めてまいります。

次に、会計年度任用職員の実態と今後についてであります。本町では、今年4月1日現在で104人の会計年度任用職員を任用しており、任用期間が1か月に満たない者から1年までの者や、1日の勤務時間が2時間の者から7時間45分までの者と、多様な働き方で勤務いただいております。また、職務としては、介護支援専門員や保育士、調理師、交通安全指導員、外国語指導助手などの一定の経験、資格を必要とする職種、事務補助や保育助手などの定型業務、一時的な業務の増大、繁忙により必要な期間業務を担っていただく職などがあります。

本町における会計年度任用職員の処遇につきましては、給与は一般職の給料表を用い、その従事する職務や経験年数に応じ決定し、期末手当についても一般職と同様の月数を支給しております。さらに、今年10月からの地方公務員等共済組合法の改正により、週20時間以上の勤務や賃金月額8万8,000円以上の職員は、山形県市町村職員共済組合への加入となり、各種保健事業の給付を受けるなど福利厚生が充実しております。

令和2年度に導入された会計年度任用職員制度は、それまでの嘱託職員や日々雇用職員の任用根拠が整理され、一般職の非常勤職員となりました。会計年度任用職員の職務の内容や責任の程度については、職員と異なる設定とする必要があるとされているほか、給与については、職務の内容や責任、必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮するとともに、民間企業給与水準の状況等も留意し、決定するものとされております。

制度導入から約3年が経過しておりますので、本町においても、行政課題の変化に合わせ、会計年度任用職員に係る働き方、勤務時間、従事する職務の範囲等について検討するとともに、国では現在、勤勉手当の支給を検討しているところでもありますので、町としましても今後の処遇改善について、国の動向を踏まえながら検討していきたいと考えております。

次に、公共交通についてにおける、町の交通政策についてであります。本町は平成18年度から、目的地を限定し、平日のみの運行という形態ではありましたが、デマンド型乗合交通を開始し、地域交通確保に努めてまいりました。運行に当たっては、毎年、アンケート調査や委託事業者との情報交換を行い、利用者のニーズを把握しながら改善を行い、現在では土日祝日も運行し、町内どこでも乗り降り可能とするなど、より利用しやすいサービスの提供に努めており、今年6月からは、一部制限はあるものの、当日予約を開始するなど利便性の向上を図っております。

今後、高齢化の進展により、日常的な移動が不自由な方の生活交通の確保がますます重要

となってくることから、町民の福祉向上を見据え、広域運行等、サービス全体の利便性の向上を図るため、継続的な検討を進めていく必要があります。

一方で、令和2年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、全ての地方公共団体において地域公共交通計画の策定が努力義務とされたことから、令和3年3月に、山形県及び県内全市町村が参画する山形県地域公共交通計画が策定され、ご質問にもありますとおり、広域化、多様化していくニーズに対応すべく、NPO等による自動車を利用した有償旅客運送や福祉運送、スクールバス、民間業者による送迎サービスなど、あらゆる輸送資源を総動員し、総合的に持続可能な移動手段を確保していくとの方針が示されております。

本町としては、現在運行しているデマンド型乗合交通の広域運行を含めたさらなる充実を検討するとともに、県計画に基づき、置賜定住自立圏の圏域において、多様なサービスが相互に連携することで多様なニーズに対応し、サービス全体の利便性向上を図るための調査検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、米坂線の復旧についてであります。本年8月3日の豪雨により、現在、米坂線は、橋梁の崩壊や線路の道床の流出等により、今泉駅と坂町駅の間で運行開始のめどが立たない状況となっております。

JR米坂線については、通学通勤をはじめとする地域の生活に不可欠な路線であると同時に、山形県と新潟県を結ぶ広域的な観光・交流ネットワークを形成する上でも重要な路線であると認識しております。

本町としましては、継続して国に対し、復旧に向け東日本旅客鉄道株式会社に要請いただくよう要望活動を行っております。また、県や米坂線整備促進期成同盟会とも連携しながら、東日本旅客鉄道株式会社に対し早期復旧の要望を行っております。

次に、米坂線の山形鉄道業務委託提案についてであります。11月15日の河北新報に突然掲載された記事であり、フラワー長井線利用拡大協議会等の場においても全く話題に上ったことのないものであります。当然、何の説明も受けておらず回答できかねますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

次に、8月大雨被害復旧についてにおける、復旧の遅れと住民周知についてであります。8月3日の大雨による公共土木施設の被害のうち、特に大規模な被災箇所については、道路が10か所、河川が15か所、橋梁が2か所となっております。この間、特に生活交通に不可欠な殿原公園線や飯豊町に通ずる眺山線、下小松雁境線、準用河川山口沢川の一部については、緊急的に仮復旧を実施し、施設機能の確保に努めてきたところであります。

大規模な復旧工事については、国の災害復旧事業の補助を受けて工事を実施することとしており、国からの災害査定を受け、工法等が確定した後に本復旧の手続となるため、国側のスケジュールもあることから、ある程度時間を要することをご理解願います。

道路や河川に係る国の災害査定については、11月11日に終了し、現在、実施設計を進めており、今後、順次本復旧工事の発注に着手してまいります。被災箇所数が非常に多いため、一部工事については次年度に繰越しの上、施工することも想定しているところであります。

住民周知についてであります。ダリヤ園につながる町道上六角平谷地線及び公園2号橋については、現在、工事施工に向けて準備を進めており、過日、11月28日に西区自治会連合会の各自治会長との意見交換会において、進捗状況と今後の対応についてご説明を申し上げたところであります。それぞれの被災箇所については、実際に工事に入る際に、工事概要について、関係する町民の皆さんに対し、お知らせしてまいります。

また、道路や河川の復旧工事に限らず、ため池や農業施設等を含めた町全体の災害復旧に対する進捗状況や基本的な考え方、スケジュール等については、町民の皆さんへお知らせすべき内容を整理し、速やかな周知に努めていきたいと考えております。

次に、大光院堤第1号の復旧と下流域の排水対策についてであります。大光院堤1号の決壊被害を受け、これまで山形県や国の機関である農研機構とともに調査及び検討会を実施しており、その中で被災原因とこれからの復旧方針について検討をいただいております。

大光院堤1号は、上流域にある内山沢堤、新八堤と重ねため池として下流域の水田に農業用水を供給しており、あわせて、内山沢エリアに降る雨水を蓄え、緩やかに排水するという防災機能を有するため池であります。本ため池は、地域防災の視点からその復旧は急務であり、ため池の機能を強靱化しながら災害復旧する方針で現在作業を進めております。

大光院堤1号は、現在のため池設置基準に沿った、災害に強い、より強靱な構造とする計画を作成し、国の災害復旧事業に申請を行っており、また、ため池堤体の強化と併せ、洪水吐け、ため池上流部及び下流部の水路の機能強化を図る整備を行う予定であり、あわせて、大光院堤1号、新八堤の緊急時に備える施設として、水位監視システムや緊急放流機能の整備、しゅんせつ等を行う計画としております。

このたびの災害では、400年に一度の豪雨により大きな被害をもたらしたと言われておりますが、内山沢エリアに降る雨水をどのように河川等に排水していくべきか、課題が明らかとなりました。

現在の配水経路は、上小松地区の地下を通る内山沢放水路を經由し犬川に流れる路線と、

農業用水路を經由し東陽寺前方面に流れる路線、平谷地集落内を經由して犬川に流れる路線の3路線であります。8月3日のような豪雨が今後再び発生することが想定される中、より強力な防災対策が必要であることは明らかでありますので、小松中心部への被害防止を最優先課題とし、大光院堤1号の復旧と併せて、内山沢エリアの総合的な排水対策を講じてまいります。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○副議長 橋本欣一君。

○9番 丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。

まず初めに、町職員の定数、人員の件についてでございますけれども、町の条例上は、総人数というか総定員数は294名というふうに、それぞれ町長部局、あるいは教育委員会等々の区分けもあるようなんですけれども、294名が定数で、現在は200名前後でこれを執行、行われているということでございますけれども、今後この定年延長によりまして、5年間で定年延長、65歳まで延ばすということでございますけれども、質問しましたとおり、経験豊かな皆さんがそのまま残った場合のシミュレーションというか、定数というののどのぐらいになるかというか、まあ定年なさる方はどのぐらいいるかという話になるんでしょうけれども、どうなんだろうかね、その辺の人数というのは。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 定年延長によりまして、職員の方の1歳刻みで延びていくわけでありまして、そのことも含めて、現行の定数は維持していきたいというふうに考えております。

○副議長 橋本欣一君。

○9番 定数維持というのはいいんですけれども、現実的に職員の方が残るとすれば何人ぐらいになるかという想定はどうなんだろう。もちろん職員の方のそれぞれの勤務形態や意向というのももちろん重視しなきゃいけないんですけれども、残ると仮定すればどのぐらいになるかというのは計算なさっていないんでしょうかね。

○副議長 原田町長。

○町長 定年延長でそのまま就労されるとすれば、その定数がそのままにいくわけですから、採用の状況というのを反映して調整しますので、現行199人でありまして、その水準が維持されるものと考えております。

○副議長 橋本欣一君。

○9番 勘違いしていました、私。了解しました。

さらに当然新採というのも必要なわけなんですけれども、現状から多少、総職員数としては増えるというふうに考えてよろしいでしょうかね。

○副議長 原田町長。

○町長 職員の定年が60歳を超えて延長されれば、昨日提案させていただいたように、給与は70%ということになります。総人件費としては圧縮になるわけでありますので、町としてはその業務内容に応じた形での職員確保を図っていくという観点で考えておりますので、そういう意味では、定年延長になられた方々の業務というものをどうつくっていくのかということ、それで住民サービスにどう貢献していくのかという観点で、サービス内容をしっかり管理しながら対応していかなきゃいけないなというふうに思っております。

もう一方では、組織が維持できるためには、毎年採用計画を立てていくということも大事な観点でありますので、そこは定年を迎える方々の意向をしっかりと踏まえながら、また業務の状況を確認しながら対応していかなきゃいけないなというふうに思っております。私自身としては、採用は継続して取り組んでいく必要があるというふうに考えておりますので、そのことをぜひ議員の皆さんにもご理解いただきたいと思えます。

○副議長 橋本欣一君。

○9番 私は以前から、必要な人数はやっぱりきちっとした形で、定数という形じゃなくて、人数としてやっぱり必要確保すべきだというふうに言っておりますし、後ほど質問いたしますけれども、会計年度任用職員なんかも100人を超える方で事務執行が行われているという現状を考えれば、多少やっぱり専門職なんかは職員にしながら維持する必要があるんじゃないかなというふうに私は考えておるんですけれども、そもそも町職員の人数の考え方というのは、例えば類似団体や近隣の市町村の職員数、住民1人当たり何人とかという比較方法があるんでしょうけれども、そういった考え方と、もう一つは業務、いろいろな業務があるわけなんですけれども、住民サービス業務、これの積み上げによって何人必要かということで考えていくという方法もあるんでしょうけれども、町長、現状でやっぱり現状維持をしたいというのは、その業務量に応じた人数だと、このようにお考えでしょうか。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 先ほどの答弁の中にもありましたように、一般職については約160人ぐらいでありまして、そのほかに幼児施設の職員、さらには学校勤務の職員、こういった皆さんも合わせて199人というふうに報告をさせていただきました。そういう意味では、近隣の状況からすれば、幼児施設については民営化をされるとか、学校の調理業務については委託をするとか、

様々な対応をしながら圧縮を図っていらっしゃるということはご理解いただきたいと思えます。そういう意味で、一般職の業務が160人程度で今後とも継続できるのか、さらには会計年度任用職員の皆さんのお力をお借りしながら業務遂行を図っていかなきゃならない今の現状をどう打開していくのかということについては、将来を見据えた形で検討させていただくことになると思えます。

今、1万4,000人の人口規模でありますけれども、10年たてば1万2,000人程度まで下がる可能性があるというふうに言われております。そういう意味では、定数を確保して職員を確保するという事は、将来的な人件費の増につながっていくということにもつながりますので、業務の状況を把握しながら対応していかなければならないということをご理解賜りたいと思えます。

○副議長 橋本欣一君。

○9番 大変難しい判断だなと思うんですけれども、行政サービスをさらに充実させながら人件費を減らすということで、まるきり逆、矛盾するような方策をやらなければいけないというのは大変なんだろうけれども、やっぱり一番は住民理解を得られるかということで、それに応じた住民サービスになっているのかということの評価しなければいけないと思うんですけれども、一応役場内での、庁内での行政評価というものでも大変課題があるという指摘というのはそうはないわけで、おおむねあるいは順調であるという、良好であるという評価なわけですから、まあ現状がいいのかって、何の質問をしているんだと言われるかもしれませぬけれども、現状で何とか住民の方には理解いただいているんじゃないかなというふうには私は理解するわけなんですけれども、この定年延長によって人数がどうなるか、あるいは新採の採用になってどうなっていくのか、行政サービスはどうなっていくかという総合的な判断の中でよりよいものを常に追求していただきたいなと、こう考えるところです。

一方で、先ほど申し上げましたように、会計年度職員の方は106名でということだったわけなんですけれども、いろいろな形態の違いはあるようなんですけれども、会計年度任用職員、3年目を迎えるということで、当初公募によらない方法で会計年度任用職員を採用するというような国の方針があったようなんですけれども、3年限りで、今度は公募によるという方向になっていくのか、詳しく、総務課長、どうなんですか。

○副議長 大滝総務課長。

○総務課長 会計年度任用職員の募集につきましては、2年度の制度導入時以来、毎年公募によりまして職員を採用しているところであります。

○副議長 橋本欣一君。

○9番 すると、私の認識が間違っていたということなんですけれども、縛りがなく自由に採用できるということで、公募によるものであればそれが解けるということで、使う側からすればその縛りがなくなるわけで、自由に解雇もできるというふうなことなのかなと私は思ったわけなんですけれども、やっぱり1年単位や3年単位という雇用の単位では生活上も不安があるし、なかなか仕事にも身が入らないんじゃないかなという、こんな思いで質問させてもらいましたし、一定程度やっぱり長期雇用、しかも経験者なわけですから、これをしていただきたいというふうなことで、単年度雇用じゃなくて長期雇用の方向で進んでいただきたい。さらに、同一労働同一賃金ということで、正職員の代わりになるんじゃないかと、正職員と同等の仕事をしているんじゃないかと私は思うわけなんで、その辺いかがでしょうか、町長か。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 答弁でも触れさせていただきましたけれども、資格を持っていらっしゃる方、資格要件によって専門的な知識を発揮していただいて業務に当たっている方々などについては、町として任用できない部分を補っていただいているという意味では大変ありがたいというふうに思っております。

会計年度任用職員についてはかなり幅がありまして、先ほど神村議員からご質問ありました幼児施設というのは、パートの方々も含めてですけれども、会計年度任用職員という対応をさせていただいているところでありまして、様々な働き方、または今の町の職員を見ますと、若い職員が増えたということもありまして、育休を取得されたり、本当に大変喜ばしいことでありまして、そういったところを補っていただける方とかという形で臨時的にも入っていただいておりますので、多種多様な部分で補っていただくということになっておりますので、今後とも専門的な知識を有する方々、もしくは技量を持っていらっしゃる方々については、処遇改善なども図りながら、継続した業務に当たっていただくよう配慮をしながらも、全体的には正職員では対応できない部分を今後とも応援していただくような形で事務執行を進めてまいりたいと考えております。

○副議長 橋本欣一君。

○9番 いろいろな形態があるということで、100人を超える雇用で運営するというのもどうなのかなというふうには私は思うんですけれども、やっぱり町長おっしゃるように、専門職の方、有資格者等々については、処遇改善や正職員化するということもお考えになっていた

だきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 先ほど来ありましたように、役場として公務員が担わなきゃならない業務なのか、民間でも対応できる業務なのかとか、様々な観点で議論をしていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、将来的にも直営でやっていかなきゃいけないかどうかの判断も含めて協議といいますか内部検討をしておりますので、そういう意味では、専門的な部分について任用してお世話になっている方々についても、今後とも継続して直営でやるかどうかなども判断の材料にさせていただいておりますので、民間で担っていただければ民間に委託するということが当然考えられますので、全て丸抱えで正職化するという考え方は、将来を考えれば難しいのではないかなというふうに思っております。

○副議長 橋本欣一君。

○9番 適材適所、適人数というか、そういう考え方だということなんでしょうけれども、もう一方で、世の中、リスクリングというんですか、岸田首相がおっしゃっている、それに何兆円も使いながら、再学習というか、それをやっていくということのようですねけれども、リスクリングをする時間で別の職員を雇わなければいけないというか、そういう事態も起こってくるということで、リスクリング自体の考え方がどうなのかということもあるようなんですけれども、国の方針がまだ決まっていないようなんですけれども、このリスクリングについては、町長、どのようにお考えでしょうかね。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 これから社会も大きく変わっていくわけでありまして、それに対応できる職員の資質向上を図るための研修等は当然必要だというふうに思います。それで今、町のほうでずっと人口が減っているのに業務がどんどん増えてきているというのは何かと考えると、地方分権の一環として、国でやっていたことが県に下り、県でやっていたことが町に下りということで、先ほどの答弁にもありましたけれども、例えば交通計画であったりとか、様々な計画がやっぱり町に対処を求められるということもあります。あわせて、DXといいながら、新たな業務としてマイナンバーの取得の推進など、本当に通常業務プラスアルファに負荷がかかるような業務もありますし、コロナ禍があつて、ワクチン接種をはじめ感染対策など、本当に職員にはかなり負担がかかっているなという思いをしております。それも含めて住民にしっかり安全・安心を確保していくというのが我々の役割ですので、のみ込んでいかなきゃいけないというふうに思っております。そういった一つ一つの業務を通しながら、職員の資



質を向上させていくということも、また現場を離れるだけではなくて、大切なところかなというふうに思っております。

あわせてでありますけれども、他団体への職員の派遣なども通じながら、様々な情報を収集したり、職員の能力開発なども進めていきたいというふうに思っております。あわせて、民間の持っているノウハウを取り入れながら職員全体のレベルアップを図っていくというふうな、様々な手法でリカレントといいますか、能力開発を進めていく必要があるというふうに捉えております。

○副議長 橋本欣一君。

○9番 リスキリングや、あとDX推進でも、実はDXを十分に理解している職員が少ないという話で、その講習のためにさらに別の職員、その業務を補うための職員が必要だったり、いろいろなことで矛盾が出ているようなんですけれども、いずれ、言ってみれば有能な人材を利活用しながら行政サービス低下のないようにということを進めていただきたいという、私の考えはあまりないんですけれども、今後適宜に図るしかないのかなというふうに思っております。

会計年度任用職員の処遇については、給与表を見たんですけれども、全く私は分かりませんでした。分かるような形での給与というか、示していただきたいし、処遇改善、これをぜひお願いしたいと思います。

続いては、公共交通でございますけれども、先日、山交バスの説明がございまして、述べましたように感情論だけでは済まないわけなんですけれども、たまたま先日見ておりましたら、乗降客がお年寄りのご婦人でしたけれども、2人ほど乗られておりました、米沢方面から帰っていらっしゃる方もおられました。ほとんど乗客というのは正直なところ見られないんですけれども、そういった交通弱者の方、利用される方もいらっしゃるという中で、町外に出入りというか、行ったり来たりするという交通手段が1つなくなるような状況なわけなんですけれども、どうなんでしょうね、デマンド対応を進めるというお話を町外にも延長すべきだ、充実すべきだと何度も我々議員一堂がお願いしているわけなんですけれども、これが一向に進まないというのは、いつ進めるんですか。前回私は高畠町長とお話しすべきだという話もしたんですけれども、どうなんでしょうね、町長。そろそろやっぱり町外、今回の山交バスの廃止予定に乗りながら、米沢市と語って交渉していくというような方法もあると思うんですけれども、いかがでしょうかね。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 鉄道もそうですけれども、バスもそうなんです、本当に必要なものはしっかり残していかなくちゃいけないと。特にJRの鉄道については、採算性の問題で今後どうあるべきなのかということが示されましたけれども、やっぱり必要なもの、例えば米坂線については新潟と山形を結ぶ大事な、内陸として縦貫した路線でありますけれども、でもこの維持管理についてはかなりJRさんにとっても負担が大きいと。そういうところをやはり公共交通として残すとするならば、国の施策なども求めていかなくちゃいけないというふうに考えております。

町外に行く行かないということについて、町内の事業者さんからすれば、経営の圧迫ということが大きな課題になります。それは米沢市さん側でもそうですし、この圏域の中での事業者さんの利益というのをどうやって確保していくのかということが大きな課題になってまいります。そういう意味で、ただ単純に米沢と川西が乗り入れできればいいんじゃないかというレベルの話だけでは解決できないことがございますので、そういう意味で、相互調整的な形で、定住自立圏の中でも公共交通の拡大ということについてはテーマとして川西町から提案をさせていただいておりますが、なかなかそこが折り合わないところがございます。

デマンドの目的地を見ると、川西町の場合は置賜公立病院、町内の医療施設、そして商業施設ということで、目的が明確になっております。利便性がないから町外に行けないんだということ、それがルートがないから行けないんだということだけではなくて、デマンドを利用されている方々の満足度から見るとかなり高いものをいただいておりますので、その中でも町外に行きたいという声もありますので、それを実現するために、どのようなニーズがあって、どういうふうな対応をしていったらいいのかということは、今後とも継続して検討してまいりたいと考えております。

○副議長 橋本欣一君。

○9番 まあこの場では継続して努力していただきたいというふうに言うしかないんですけれども、やっぱりそろそろ俎上に上げるぐらいはしていただかないと、我々の要求というか、なかなか進まないんじゃないかなと思いますんで、まあぜひその辺もご努力お願いしたいと思います。

米坂線については、現状では、もちろん飯豊町管内もあるわけなんですけれども、新潟方面が相当土砂の流入や、報告があったようなんですけれども、福島県の只見線が開通まで復旧まで10年間かかったという、そんなことを思い浮かべれば、米坂線もそのぐらいかかるのかなんていうふうなちょっと予想があるんですけれども、現状は何ともならないという状

況に把握して、お聞きしてよろしいのでしょうかね。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 9月でありますけれども、小国町長、そして飯豊町長と一緒に、斉藤国土交通大臣に要望活動をさせていただきました。その折に大臣からお話しいただいたのは、この鉄道については採算性とは違うと。これは災害なんだということで、災害対応として復旧については検討していかなくちゃいけないという話もいただきまして、我々からすれば安堵したところがあります。

そういう意味では、事業主体がJRにはなりますけれども、国、さらには沿線自治体の支援なども含めて、総合的に復旧に向けた機運が高まることを私たちとしては願っておりますし、それを求めてまいりたいと考えております。

○副議長 橋本欣一君。

○9番 その米坂線の復旧とともに、長井市長のご発言が、ご提案というふうに私、書いてしまったんですけれども、提案でも何ともない、報道されたということだけなわけなんですけれども、町長、その山形鉄道への委託というかそういうふうなもの、答弁はできないということなんですけれども、感想というか、その程度ぐらいはどうなんでしょうかね。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 議会からもご理解いただきながら山形鉄道に支援をしているわけでありまして、これは、県と2市2町が上下分離方式ということで経営支援もしているわけでありまして、これは1億円を超えております。さらには、昨年、今年度、コロナ禍による影響がまだ引き続くということで、3,000万スキームの支援要請もいただいているところでもあります。そういう実態の中で米坂線を運営するというのは難しいというふうに私は思っておりますので、まあ相談もございませんので答える筋ではないのですが、我々からすれば、JRがしっかり運営を担って経営をしていただくということを最大限期待しているところでもあります。

○副議長 橋本欣一君。

○9番 私も、民間経営になれば、まあJRももちろん民間なんだろうけれども、山形鉄道経営になれば、乗降客の利便性というか、それに合わせたものはより柔軟に対応できるのかなというふうに思うんですけれども、経営面でやっぱり、今までの債務を引き継ぐ形というか、毎年毎年そんな形になるというのは見えておるわけなんで、経営面ではどうなのかなというふうには、厳しいなというふうには私は思っておるんですけれども、いずれ提案があるのかなのかは私は分からないですけれども、長井市長からの提案があった場合は、ぜひみ

っちりした協議というか、そういうものをいただきたいと思います。

続いては、大雨災害復旧なんですけれども、私のところにも、どうも復旧というか、特に申しあげましたダリヤ園に通じる道路、何とかなんないのかというふうにといいことで、町当局、課長に問合せをしたところ、設計がなかなか出なくてという、これはあくまでも国の申請、あるいは手続上の時間が要しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○副議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまの内容についてお答えさせていただきます。

ありましたように、災害査定、国の支援を受けるということでもありますので、ある程度国のスケジュールに沿ってやるということがまず一つでございます。今回の災害におきましては、非常に本町内でも当然多いわけでございます。土木に限らず、農業用施設、それから本町に限らず近隣の市町も相当被害を受けた関係で、そもそも現地を調査をし、設計をする事業者の確保ということが一つの課題でございまして、そういったことも復旧を進める上で障害になったということの一つでございますので、今現在も復旧に向けて早急に取り組んでいるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長 橋本欣一君。

○9番 町当局には、復旧に全力を尽くしていただいて大変感謝申し上げるんですけども、やっぱり逐一住民に説明していただきたいなというふうに思っています。ある方は、設計業者なんて全国にいっぱいあるじゃないか、どこでも任せられるんじゃないか、そんな言い方をする方もおられるわけで、なるほどなところもあるわけなんですけれども、設計業者というのはやっぱり置賜圏内とか、一定の資格さえあればどこでも頼めるんじゃないですか。どうなんですか、課長。

○副議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 ありましたように、今回の災害に向けては基本的に町内事業者、それから近隣というところまでできる方々をまずはお願いをしてまいりたいという考えでございましたが、公共土木については基本的には町内事業者、それから米沢市の事業者さんで何とか対応できたわけなんですけど、なかなか近隣の市町さんとの数が多いもんですから、山形県の測量業協会、こういった加盟各社にも依頼をしながら、他の市町村も含めてその事業者の確保を図ったということございまして、県としましても全県的に、県外の事業所も含めて、いろいろ情報提供をいただいたというような経過でございます。

以上でございます。

○副議長 橋本欣一君。

○9番 分かりましたというか、町民の方が分かるか分からないかということなんでしょうけれども、やっぱり情報開示しながら、こういうことで遅れておるんですよぐらいは必要なんじゃないかなと思いますので、ぜひこの辺は対応していただきたいなというふうに思っております。

鏡沼、大光院1号堤でございますけれども、激甚復旧は現状維持だということで、現状維持の復旧ということは、決壊した部分だけを復旧するというふうに考えてよろしいんですか。それとも、堤防全体をさらに強靱なもの、基準に合わせたものに復旧していくという、築堤していくというふうに考えてよろしい、どちらなんだろうかね。

○副議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答えいたします。

大光院堤1号の堤体につきましては、現在106メートルになっております。その中で、今回の大雨によりまして決壊が25メートルの区域で決壊しておりまして、今回の災害査定前の調査の段階で、あの堤体、調査をしたところ、分かるでしょうか、桜の木があって膨らんでいる部分が、ため池のほうにはみ出て膨らんでいる部分があるんですけれども、あの部分は地山であろうということで、これは強度があるんじゃないかというふうに言われておりまして、今回の復旧につきましては、その地山の部分を除いた、あと道路側から80メートルの区間を災害復旧として申請するというので、今手続を進めているところでございます。

○副議長 橋本欣一君。

○9番 地山であるということで、確実に崩壊しないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○副議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 現在、県のほうで地質調査も行っております。それらのデータを含めて設計に入っておりますので、崩壊しないというふうに考えております。

○副議長 橋本欣一君。

○9番 まあ世の中には絶対というのはないんでしょうけれども、一定程度は相当安心であるというふうなふうに聞かせてもらいました。やるなら全部やれたらなと思うんですけれども、災害復旧、激甚復旧についてはそれしかつかないということなわけなので、それでは、その下流の部分の排水については町長答弁でございますけれども、さらに強力というか、安心できるような排水体系というものを整える必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけ

れども、どうなんでしょうね、町長。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 この雨が記録的な、それこそ今まで経験したことのないような、短時間で集中して降った雨だと。この雨が二度と来ないということはないわけで、さらに上回るような雨が降ったとしても、下流域の損害をできるだけ最小にする、まあ絶対という言葉はなかなか使えないものですから、その意味では、3つあるため池、内山沢、新八堤、大光院堤、この3つの堤の能力を最大限に生かしながら、内山沢全体の貯水といたしますか、排水を制御するような仕組みを国のほう、県のほうからご指導いただきながら検討しております。

それで、大光院堤も新八堤も緊急放水路を、排水路をつくりまして、大雨が来る、もしくは台風が近づくということはもう天気予報で予測されますので、その予測が起こったときにはできるだけ水位を下げる、それで雨が降ったときにその水位を下げた部分で貯留するということで、緩衝帯の役割をため池が持つ、その能力を最大限発揮しながら排水対策を取るということだと思います。

あと、内山放水路、地下放水路があるわけでありまして、あの放水路だけではやっぱり大変難しいのではないかと、今回の事案を考えれば、さらに内山沢全体の排水対策をもう一度見直していきたいと。これは、一挙に今回の災害復旧工事でやれるものではなくて、例えば白川の用水路をはじめ、全体を統括しながら排水計画を立てていきたいと考えております。

○副議長 橋本欣一君。

○9番 目に見える形の排水というものも必要だと思うし、安心できるような排水路、さらには住民周知、これも徹底していただきたいなと思いますので、時間が来ましたので私の質問を以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時32分)

---

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

○副議長 第3順位の吉村 徹君は質問席にお着きください。

吉村 徹君。

(4番 吉村 徹君 登壇)

○4番 午後一番の質問となりますが、よろしく願いいたします。

議長に通告のとおり質問いたします。

初めに、インボイス制度、いわゆる適格請求書等保存方式について、4年間の準備期間が経過し、令和5年10月1日から導入される運びとなっている中で、これまで免税事業者であった商工業者、農家の皆様は、登録に向けてどのようにするか、何よりもインボイス登録申請するために、免税事業者は適格請求書発行事業者になることができないために、消費税の課税事業者を選択した上で登録申請を行わなくてはならないなど、特に個人事業者や農家の方々については、今後の経営の継続について検討せざるを得ない深刻な状況にあるとなっているのではないかと危惧するところであります。

インボイス制度については、本町行政においても例外ではなく、自治体会計、特に公営企業会計におけるインボイス制度の導入についてお伺いいたします。

1つ、町が発注する公共工事、軽微な保全工事などにおける免税事業者への対応について。

1つ、公営企業会計における上下水道料金、また諸工事等に係る対応について。

1つ、各種業務において作業されているシルバー人材センターについて。

1つ、学校給食食材の納入に係る商店、農家の免税事業者への対応について。

1つ、その他、インボイス制度導入による本町各会計への影響はどのようになるのか。

次に、さきの議会全員協議会において、8月3日からの大雨の対応について報告を受けたところであり、それによれば、各方面に甚大な被害が生じ、国・県の支援を受けながら復旧復興に向けた取組が行われているわけではありますが、その中で、本町の主産業である農業関係の被害復旧に向けた取組についてお伺いいたします。

農業関係被害額については調査継続中ではありますが、14億円となり、住宅被害に次ぐ被害となっていることが報告されたところであり、特に農地被害については268件の被害となっており、被害を受けた農地について、収穫作業が終わると同時に、被災農家の方や関係団体において多面的機能支払交付金、中山間地域直接支払交付金を活用しての復旧が進められているが、来年度の作付に向けての進捗状況について、どのようになっているかお伺いいたします。

また、8月3日の被害後、町の調査が始まるまでの間に、時期的に水稻にとっては最も水

を必要とする時期であることから、関係農業団体や農家の方々が緊急対策のための復旧工事を行いながら急場をしのいだ状況があります。その工事に係る経費については、どのように対応されるのかについてお伺いいたします。

最後となりますが、被害を受けた農家の方々にとっては、来年の作付に向けて、早期の復旧に向けた取組を進めるための支援を行っていくべきであると訴えながら質問といたします。

○副議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、本町のインボイス制度導入についてにおける、発注工事における免税事業者への対応についてであります。インボイス制度は、消費税の複数の税率に対応し、売手側が買手側に対し正確な税率や消費税額等を伝えるための手段として令和5年10月1日から始まるものであります。

本町では、この制度開始に当たり、売手側の立場として、既に消費税の申告納税を行っている水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計に加え、今後関連が見込まれる一般会計及び介護保険事業特別会計の5会計について、米沢税務署に適格請求書発行事業者の登録を行っております。

この運用については、町からの請求書に登録番号や税率ごとに区分した消費税額の表示などが義務づけられますが、令和5年度の財務会計システムの更新の中で対応する予定であります。

一方、買手側の立場としては、工事や委託業務の発注、物品の購入などの代金は課税事業者・非課税事業者を問わず消費税を含んだ代金の支払いとなり、インボイス対応の請求書とこれまで同様の請求書が混在することとなります。

一般会計の場合は、消費税法上の申告義務が免除されていることから、発注先が課税事業者か非課税事業者かによって対応が変わることはないものと考えており、指名競争入札における業者選定においても区分することなく、これまで同様の対応と考えております。

次に、公営企業会計への対応についてであります。インボイス制度において、水道事業会計は上水の売手であるため、町内の事業所や個人事業者に対し、正確な適用税率や消費税額等を請求書や領収書等で伝えていく必要があることから、本年6月、適格請求書発行事業者の登録を受け、現在、各種帳票等の表記変更に係る水道料金システムの改修作業を進めております。



また、水道事業者としての諸工事等の対応についてであります。工事や業務委託等の契約に伴う消費税については、契約の相手方が適格請求書発行事業者の場合、請求書や領収書に税率や税額が正確に表記されることにより、水道事業会計として仕入課税控除の適用が受けられることとなります。

一方、相手方が免税事業者や適格請求書発行事業者の登録を受けていない場合は、仕入課税控除は受けられないことになり、消費税の納付において町へ負担が生じる場合が想定されます。

国のインボイス制度への対応の考え方として、仕入れ先である免税事業者との取引について、インボイス制度の導入を契機として取引条件等を見直すことは、独占禁止法上問題となるおそれや建設業法違反となるおそれがあると示されております。このことから、その趣旨を踏まえ適正に対応してまいります。事業者の方々に対しては、インボイス制度の周知広報など、機会を捉えて制度の理解浸透に努めてまいりたいと考えております。

次に、シルバー人材センターについてであります。シルバー人材センターには施設の清掃、資源ごみの回収、町有地の草刈り、雪囲いの設置・撤去作業など、多岐にわたる業務を委託しております。また、水道事業会計においては、水道のメーター検針業務を委託しております。

インボイス制度の導入後も、委託業務については引き続きシルバー人材センターに委託することを予定しており、これまで同様の対応となるものと考えております。

次に、学校給食食材納入に係る商店、農家の対応についてであります。学校給食は公会計ではなく、各小・中学校に保護者からの給食費の徴収から食材納入先への支払いまでをお任せしております。

なお、学校給食に使用する大部分の食材については、給食物資の安全・安定供給を確保することを目標に、各都道府県に設置されている公益財団法人山形県学校給食会へ業者選定、発注、供給を依頼し、購入しているものであります。

学校で直接地元の商店、農家に注文、納品いただく食材については、少ない数量でも納品いただけることからお願いしているもので、商店については商工会で、農家についてはJAで、それぞれインボイス制度導入に向けた説明、指導を行っているとのことであり、事業者側で対応されるものと考えております。

次に、本町各会計への影響はについてであります。インボイス制度では、地方公共団体が事業者に対し売手となる場合も、地方公共団体が発行する請求書等がインボイスでなけれ

ば、買手である事業者は仕入税額控除を受けることができなくなり、事業者の消費税負担額が増加するおそれがあります。

町では、各会計所管課において、インボイスが発行できる適格請求書発行事業者としての登録が必要か検討し、既に消費税の申告納税を行っている水道事業会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計をはじめ、今後町が売手となり消費税を徴収する場合を想定し、一般会計、介護保険事業特別会計の計5会計において、適格請求書発行事業者の登録を行ったところであります。これにより、町からの請求書における登録番号の表示など、財務会計システムの改修等も必要となつてまいりますが、令和5年10月の制度導入に向けて準備を進めているところであります。

また、消費税の納税義務については、一般会計は消費税法上、申告義務を免除されており、制度導入後も同様となります。水道事業会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計はこれまでも消費税申告を行っており、変更はありませんが、介護保険事業特別会計は新たに消費税の申告義務が生じることとなります。

インボイス制度は、本町の会計業務においても新たに対応しなければならないものであることから、今後も情報収集に努め、適正に対応してまいります。

次に、8月3日から大雨の対応についてにおける、農業関係の被害についてであります。農地及び農業用施設被害については、12月1日現在で被害件数450件であり、内訳は農地被害が268件、水路被害が108件、ため池被害が12件、農道被害が52件、揚水機被害5件、頭首工被害5件となっております。

災害復旧の状況であります。国の農業施設公共災害復旧事業に対し14件の災害申請を行っており、12月1日に東北農政局の災害査定が終了しました。現在、一部は農林水産省で災害査定を進めており、あわせて、1月に予定されている国庫補助金の補助率を決定する補助金増嵩申請を行う準備を進めているところであります。

県と町で協調し実施する小規模農地等災害緊急復旧事業については、現行では復旧費用に対し県が3分の1、町が6分の1、合わせて2分の1補助とする制度となっており、2分の1は受益者負担となります。しかし、本町の農業者を取り巻く厳しい現状を踏まえ、本年8月3日の災害については、受益者負担を町が負担し、農家負担が生じない制度とし、9月定例会で補正予算を可決いただきました。

小規模農地等災害緊急復旧事業については、多面的機能支払交付金事業の地域保全隊等への説明会や町報、農事実行組合での周知を経て、10月14日から申請受付を開始し、現在およ

そ320件の申請を受け付けており、各被災地域で復旧作業が進んでおります。

発災直後の水利確保のための緊急対応についてであります。8月9日付で多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の地域保全隊に対し、国からの通知を受け、水利確保のための緊急対応を積極的に行っていただくよう依頼しております。各地域保全隊では緊急工事等で対応いただいておりますが、個人対応した被災箇所もあったとの報告もいただいております。その対応として、緊急復旧工事に対し、復旧工事前後の写真添付や業者への委託等の要件はありますが、被災状況が確認できれば小規模農地等災害緊急復旧対策事業での費用負担を可能としております。

次に、来年の作付けに向けた取り組みについてであります。このたびの大規模な農業施設被害で、翌年度の水稻作付に対する懸念が高まっていることから、小規模農地等災害緊急復旧事業の多面的機能支払交付金事業地域保全隊等への説明会において、来春までの復旧について保全隊の全面的な協力を要請いたしました。町の要請を受け、地域保全隊では、災害復旧についての取りまとめや施工業者への見積依頼、町への災害申請を行う等、早期復旧に向けた取組を担っていただいております。

また、農業用水路等を管理する土地改良区に対しても、来春の作付に支障のないよう復旧作業を進めるよう依頼しております。

なお、農業施設公共災害復旧事業については、災害査定、補助金増嵩申請等の諸手続や実施設計が必要な災害箇所があることから、来年夏以降の工事発注となるものが多くなりますが、農業用水の確保を最優先に工期を設定するなど、営農活動に支障が出ないように進めてまいります。

以上、吉村 徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○副議長 吉村 徹君。

○4番 インボイス、来年、令和5年10月1日から施行されるわけでありまして、申込受付というか、申請手続が来年の3月31日期限で、町内の業者、免税業者であったり、課税業者も番号を取るためには申請をしないといけないという状況の中で、今いろいろな手続に当たろうとしている状況なのかなと思っておりますが、本町においては順調にインボイス制度の取組に向けた事業が進展しているということをお聞きして安泰したわけでありますけれども、その中で、町長の答弁をいただいた中で若干お伺いしたいと思います。

町長の答弁の中で、相手方が免税事業者や適格請求書発行事業者の登録を受けていない場合は、消費税の納入において町へ負担が生じる場合が想定されますとありますけれども、こ

それは軽減税率という問題もあるわけですが、今の状況の中で地元の免税業者を使った場合には、町が負担をせざるを得ないという状況が生じる可能性があるということで確認してよろしいでしょうか。

○副議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまの内容についてお答えさせていただきたいと思います。

今、町のほうでは、答弁にありますとおり、公営企業会計、水道事業、それから下水道事業の特別会計、農業集落排水事業の中で、消費税の申告という形で納入させていただいております。でありますように、このインボイス制度の導入によりまして、契約関係で相手方に発注したときに、相手方がそういった適格請求書発行事業者でないような場合、もしくはそこまで届かない免税事業者ということであれば、消費税の申告の際にその仕入税額から控除をすることが、それを証明するインボイスがないものでありますから、そういったことになれば、若干ではあります、町のほうでそういった負担も生じるおそれがあるんじゃないかということが想定されるわけでございます。

以上でございます。

○副議長 吉村 徹君。

○4番 このインボイスの性格上、町が下請というか、事業を行っている事業者に対して、あなたはインボイスを取っていますかということを確認できないということは町長の答弁にもあったとおりで、それはまずできないことでもありますから、できないわけではありますが、ただ、当然インボイスの事業者として登録になった場合には、適格請求書発行事業者登録名簿ということで公表されるということがありまして、町が何ぼでも負担をしないような方法を考えていくには、結局こういったインターネットあたりから、この業者は適格を取っている業者かどうかということを確認するということもあるのかどうかお伺いしたい。

○副議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 ありますように、こういった制度を運用されますと、やはりそういったところの情報がいろいろ公表になれば、取引の際にはそういった情報を活用するということが一部あるかと思いますが、今現在、工事関係等々の契約の中においては、特段インボイス制度に入ったから契約をしないとかそういったことが、そのインボイス制度を基にした契約解除とかそういったことがあります、これは国が示すとおり独占禁止法上問題があるというような指摘もございますので、そういったところはそういった指摘に応じながら、基本的にはこれまでお願いしているような事業については、継続した考えの中で取り組んでいきたい

というのが第一義でございます。

○副議長 吉村 徹君。

○4番 やっぱり心配されるのは、結局免税業者で続けていきたいという業者があって、そういった方々が仕事からあぶれるというかね、仕事をできないような状態になるということが一番私は基本的に心配だなと思って質問しているわけでありましてけれども、そういった形で、ただ事業をやっていく上ではインボイス制度を登録しながらやっていくというのが、国のそういう制度ですから基本なわけでありまして、ただその中でもやはりいろいろ経営の状況とかを考える中で、インボイスは導入しないと、免税業者でいくという方も中には出てくる可能性がある。そういった方々が生活できるということもやっぱり行政としては考えていかなくちゃいけない状況なのではないかなというふうに考えているところであります。

そんな中で心配されるのはシルバー人材センターのことでありまして、ここにあるように、水道のメーター検針は本当に皆さん頑張ってやってくれているわけでありまして、例えばシルバー人材センターが免税業者のままであるということであれば、結局町が消費税を負担するような状況が生まれてくるのではないかなというふうに危惧されるわけですが、いかがでしょうか。

○副議長 坂野財政課長。

○財政課長 シルバー人材センターにつきましては、町長から答弁ありましたとおり、今現在も様々な業務をお願いしておりまして、消費税も含めてお支払いしているというような形になってございます。このインボイス制度が始まってからも、シルバー人材センターの事務局さんが登録されるかどうかのご判断はあるかと思いますが、町としてはこれまで同様の取扱い、支払いということで、後は納税に係る手続等はシルバー人材センターさんのご判断によるものと考えてございます。

○副議長 吉村 徹君。

○4番 当然消費税含めてのお支払いがなっているということでありまして、後は確かにシルバー人材センターのほうの対応ということになるということは理解したわけでありまして、なかなかシルバー人材センターさんもいろいろな公共的な立場みたいな部分があって、結局働いている方々が消費税の分を振り替えるなんていうことになる大変だなというふうな思いをしていると、まあこれは町としては関係ないわけでありまして、ですが、私個人としては本当に働いている方の生活を守る上では、これもちょっと一つ問題のある制度なのではないのかなというふうに指摘しておきたいと思っております。

あと、また学校の食材の問題もちょっとお聞きしたかったんですが、小学校なんかにはやはり地元の農家の方とかが米とか野菜とかを納品しているという、そこら辺も、その分の会計についてもこのインボイス制度の対象となるのかについてはいかがでしょうか。

○副議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 お答え申し上げたとおりに、各学校で対応していただいているというところがあるわけなんです。形の上ではインボイス制度の対象になるんだらうとは思っております。ただ、大口の例えば米とか牛乳等、こういうものに関しては、答弁の中でお伝えしたとおりに、学校給食会を通じて納入をしていただいて、お支払いもそちらのほうにしているという状況になってございます。

なお、様々な食材においては、学校給食会を通じて発注はかけるんですけども、実際の支払いについては各事業者さんに個別に行っているという案件も幾つかはあるというようなことをお聞きしております。

また、ご質問あったとおりに、地元の商店とか農家さんからも、本当に小口で買い上げさせていただいているものもあるようでございますが、こちらのほうはJAさんなり商工会さんへ今の状況などもお聞きしたところなんです。商店については商工会に皆さん加盟されている商店が納入されているということもあって、商工会のほうでは様々な指導が入っていらっしゃるということです。あと、JAさんとしても、青申の方であろうが、白申の方であろうが、組合をつかって販売をされている方であろうが、皆さんに対してインボイス制度の周知を図っていらっしゃるということで、あとは庭先販売をされているような、消費税を入れて販売しているかどうかというものに関しては分からない部分があるということで、こちらに関してはJAさんのほうでもとにかく全ての農家さんには周知をされているということはお聞きをしているところでございます。

○副議長 吉村 徹君。

○4番 確かに商店の皆さんについては商工会のほうで早々に説明会というか、インボイス制度に対する説明会なんかが行われておりますが、農協に関しては、私も農協の組合員だったりもするんですが、農協に関しては、農協との取引をやっている限りでは免税業者でも構わないということになるものですから、あまり農協は力を入れてそういった説明をされていないという感じがちょっとしているわけですが、ただ、やっぱり今言われたように庭先出荷といいますか、農協相手じゃないほかの業者とか産直とかに納めるのは、さっき言った学校に納めるといったような農家の方々については、やはり説明というのがなかなかない

いのではないのかなというふうを感じているところでありまして、いずれにしても、学校の食材についても地元の食材を使うという基本になってきて、うちも商店や農家の皆さんの協力をもらっているということもありますから、そこら辺、本当に農家の方々が立ち行かなくなならないような対応をしていくべきではないのかなというふうに考えているところでありま

す。  
あと、町長の説明の中でなるほどなと思ったんですけども、水道会計、企業会計は当然なりますが、介護保険事業特別会計が消費税の申告義務が出るというのは、ちょっと私も認識不足なんですけど、これに関して、売手と買手の関係ということはどういうふうに理解すればいいのか教えていただきたいなと思います。

○副議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

介護保険事業会計の中では、このインボイス制度は当初、あまり関係ないんだろうなというふうな思惑でございました。ただ、私どもも居宅介護支援事業所、事業所を抱えておりますから、よもやもしたときに、これに該当になるというようなことも想定をいたしまして、今回登録をさせていただいたところでございます。

○副議長 吉村 徹君。

○4番 すみません。売手と買手、町が売手で買手が介護保険を受けられる方ということの理解でいいのかをちょっとお聞きします。

○副議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 すみません、もう一度お願いいたします。

○副議長 吉村 徹君。

○4番 介護保険事業の特別会計の中の売手は町という考えか、そして買手はそれを利用される方が払う消費税のことなのかということでのお話です。

○副議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 そのようなことでございます。

○副議長 吉村 徹君。

○4番 このインボイス制度については、来年の10月から導入されるということで、実際にいろいろ導入されていく中で課題というか問題が出てくるのかなというふうに思っています。ただ、今こういった行政のほうでのいろいろな問題をやはりきちっと説明していただいたところでありまして、これでもなかなか町民の方々が理解できないところもあるのかな

なんて思ったりしますので、そこら辺についても周知徹底しながら、消費税についての理解も深めていく広報なりも必要なのではないかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 商工会の役員の方たちともお話しして出た意見も、このインボイス制度導入によってシステムを入れたり、適格事業者としての登録をして消費税を賦課したということを証明しなきゃならないという、その部分についてかなり負担が大きいという話はお聞きしているところであります。関連団体の皆さんとも様々な協議をさせていただいて、納税がしっかりできていくこと、また先ほどありましたように、仕入課税控除が受けられる仕組みもこれはメリットとしてあるわけですから、そういう意味ではお互いさまという形になるわけでありまして、消費税が国税として納入されるような対応を進めるために課題は何なのかというふうなことも含めて団体と協議させていただいて、広報活動なり支援の在り方などについて検討させていただきたいと思っております。

○副議長 吉村 徹君。

○4番 そういうことで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。特に水道料金なんかに関しては、利用されている方が消費税を払っているなんていう認識がないとかということもあったのかななんて思っているんですね。メーター検針のあれを見ますと消費税って確かに出ていますが、今度はインボイス領収書ですから、きちっとした消費税額も出てくるということで、住民の方も、ああ、俺も水道代で消費税を払っているんだなということを確認できると思いますが、今までそういう認識がなかったという方が多いのではないかとということもちょっと心配されたものですから、であります。

インボイスにつきましても、先ほど申し上げましたように、これからいろいろな取組が進められていく中で問題が出てくると思いますが、またその都度いろいろな面でご指摘しながら、共に勉強しながら新しい制度に取り組んでいくべきだなというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、8月3日の大雨の被害についての対応についてであります。

9月定例会で補正予算が可決されまして、予算獲得されて復旧に向けた取組が進められてきたわけでありましてけれども、この時点での小規模農地災害緊急復旧事業に対する予算は、今の時点でこの前の9月議会で提出された予算で間に合うという状況なのかどうかについてお伺ひしたいと思います。



○副議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答えいたします。

9月議会のほうで2億6,000万円ほどの小規模の予算化をしていただきましたけれども、現在、町長答弁のとおり320件の申請を受けております。大体450件に対して75%くらいの進捗だと思っておりますけれども、農家個人のものが多いものですから、その時点で今のところ1億3,000万円ほどになっております。あと100件ぐらいございますけれども、これから土地改良区等々の申請が上がってきます。それを踏まえても予算内で収まるのかなというふうに見ているところでございます。

○副議長 吉村 徹君。

○4番 あの時点では被害状況が確定していない中でということであったんで、あの予算が果たして十分なのかどうかということで、それが足りなければ新たな補正予算という考え方もあるわけですが、そこら辺の状況をちょっと知りたかったわけでありましてけれども、そして今日現在320件ぐらいの申請があったということでございますけれども、皆さん頑張って、秋の収穫が終わるとすぐに田んぼを手直しでやっつかりの工事に取り組んでいらっしゃいましたが、雪囲いもそっちのけで頑張っていたというふうに考えているわけですがけれども、その320件の申請中、何割ぐらいの工事が現在完了しているのか、つかめていたらお願いしたいと思っております。

○副議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 現在、100件程度の完了報告をいただきまして、今支払いの手続を進めているところでございます。

○副議長 吉村 徹君。

○4番 支払いが済んだ件数で100件ということで。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 進めているところ。

○4番 ということは、320件の中の100件が大体完了している。ということは、あと200件ほど、まだ今工事中ということではないのでしょうか。

○副議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 320件の申請を受けております。また、土地改良区さん等で五、六十件これから出てきますけれども、申請は受けておりますけれども、実際業者の都合で工事が来春になるという話も聞いておりますので、町としては来年の作付に間に合うように必ずやっていただきたいという条件をつけながら申請受付をしているところでござ

います。

○副議長 吉村 徹君。

○4番 結局、施工業者というか工事業者の方々がそこだけの仕事でやるわけじゃなくて、ほかの仕事もあるということで、全体的に工事施工業者が少なく、見積りは取ったけれども、仕事ひとつできないという状況が今あるという話を聞いていまして、そこに来て不安というか、来春の作付まで間に合うのかなという心配をされている方もいらっしゃるということですが、そういった状況に対して、今課長のほうが言われましたように、一応業者の方には春の作付に向けて何とか支障のないようにやってほしいということでの呼びかけはしているということで確認してよろしいでしょうか。

○副議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 9月26日に、9月議会の決定を受けまして、中山間や多面の組織の皆さんと話し合いをさせていただきました。その際にも、業者がなかなかつかまらなくて大変だという声がありました。でも、皆さんの協力をいただかないと来春の作付ができないということで強く要請をして、その中で皆さんでまとまって申請をしていただいたり、業者さんに見積りを取っていただいたり、共同で作業している部分がございますけれども、そういうふうに進んでおりますので、来春まで何とかしてほしいということによっておりますので、かなうものと信じております。

○副議長 吉村 徹君。

○4番 そういった農家の皆さんの不安を払拭していただけるようお願いしたいなと思います。

あと、もう1点なんですが、8月3日に大雨がありまして、ちょっと私の質問書に書かせていただきましたが、町に対する対応の前に自分たちでやったということに対してはどうかということに関しまして、復旧工事直前の写真添付や業者への委託等の要件とありまして、写真とか現場の状況は撮ってあったと。ただ、個人あるいは受益者での最初に言った工事に対しても出るのかどうか、これを見ますと業者への委託等の要件とありますが、この理解をどのようにすればいいのか教えていただきたい。

○副議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 この制度につきましては、県との協調事業になっておりますので、県の要綱の中で、基本的には自分でやった労力については対象にならないということになります。ただ、機械を借り上げてやった場合、借上料等については対象になりま

すので、そういう見積りとか支払い関係とか、使ったという事実があればそれを見せていただいて、それに基づいて申請可能かどうかの判断をさせていただきたいと思いますので、農地林務課のほうにご相談いただきたいというふうに思います。

○副議長 吉村 徹君。

○4番 まあかなり前の話でちょっとお伺いしたものですから、例えば自分の機械を持っている方も農家には結構いらっしゃって、自分の機械でやったというような方もいらっしゃるわけでありまして、まあそれはちょっといろいろな取組の研究をしながら、それであれば対応になるのではないのかなというふうには思っていますけれども、まあそういう個人でそれをやられた方に対して、そういったとにかく相談に応じていただけるということによろしいんですね。

○副議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 全てが対応になるかどうかというのは分かりませんが、ご相談いただきたいというふうに思います。

○副議長 吉村 徹君。

○4番 あの当時、かなりせっぱ詰まって工事をやった方があって、結構経費をかけたというお話を受けたところでありまして、それに対していろいろ対応がなかなかできなくてという状況の話だったものですからちょっと聞いたんですが、ぜひご相談していただいて、やはりかかった経費ぐらいは出るような感じにしながらしていただきたいと考えているところでもあります。

以上をもって質問は終わりますが、本当に今年の冬はどうなるか分かりませんが、農家にとっては1万円の米価となったとしても、物価高騰でそれ以上に収入が下がったという状況があります。そういった中で、やはり来年の作付についても心配があるという状況でありますので、ぜひそういった町の中心作物であります農家の皆さんの心配を払拭するために、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。終わります。

○副議長 吉村 徹君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時5分といたします。

(午後 1時47分)

---

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副議長 第4順位の遠藤明子さんは質問席にお着きください。

遠藤明子さん。

(2番 遠藤明子君 登壇)

○2番 本日最後、アンカーでございます。よろしくお願いいたします。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

地域公共交通の今後は。

私たちが利用する町内の交通機関には、JR米坂線、山形鉄道フラワー長井線、山交バス、タクシーなどがあり、子供たちが利用するスクールバスや園児バスなど日常に密接した公共交通があります。

先月、山交バス米沢小松路線の住民説明会が小松地区・中郡地区2か所で開催され、私は小松地区の説明会に出席いたしました。現在、山交路線バスは、米沢駅から川西診療所間を平日のみ上り3便、下り3便、合計6便運行されています。複数の路線バスが往来した時代もありましたが、時の流れとともに利用者が徐々に減り、1路線だけ頑張っただけ運行していただいております。バス会社からは、川西町や米沢市からの援助を受け、今日まで運行することができたが、乗降者数の減少やコロナ禍、原油価格の高騰など様々な要因から、令和5年3月31日付をもって廃止したいという説明であり、町も廃止に賛同する方針であるというものでした。

廃止が決定されることは残念ではありますが、現在の状況下ではやむを得ないと理解します。しかし、必要とする人の移動手段が減るわけですから、町外に出かけるときに車の免許を持たない人や、特に高齢者には不便をおかけすることになります。

一方、デマンド型乗合タクシーは、通院や買物等、高齢者の生活を支える身近な足としてなくてはならない交通手段となっています。さらに、今年からは当日の11時までに予約をすれば午後の便に乗れる改善がなされ、事業者の協力もあり、利用の幅が広がり、高齢者の皆さんに喜ばれています。残念なのは、町内だけの運行に限られることであり、今後ますます高齢者が増え、デマンド型乗合タクシーの役割は大きなものになっていくでしょう。

路線バスの廃止決定を踏まえ、以下について町長に質問いたします。

- ①デマンド交通の広域化と課題は何か。
- ②地域公共交通計画の策定。

③デマンド会員の確保は。

④事業者運営の支援（システム改善）について。

⑤利用料金の値上げは。

続きまして、雪対策についてであります。

①高齢者住宅の雪下ろし支援等補助事業の充実を。

師走に入り、厳しい冬のシーズンがやってまいりました。昨年に引き続き今年も大雪になる予測もあり、雪での生活に慣れているとはいえ、独り暮らしの高齢者、老人ご夫婦世帯、子育て中のひとり親世帯等、生活弱者にとって心細くご苦勞の多い季節だと察します。早めの備えで余裕を持ち、お互いさまの心で助け合いながら冬を乗り切りたいものです。

さて、11月町報に雪対策の補助事業の記事が掲載されていました。高齢者住宅などの雪下ろしを支援、ボランティア除雪・排雪作業を支援、生活道路の除雪作業を支援と、この時期になると同じ対策での記事を目にいたします。人口減少や高齢化率が年々上昇している昨今、支える人も支えられる人も共に高齢者が現状です。これまでは頼まれれば屋根の雪下ろしも何とかできたけれども、自分の家だけで精いっぱいだとか、屋根に上れなくなったという声が聞こえたりします。これまでと同じ対策が今の実態に合っているのでしょうか。高齢者にはもっと柔軟な対策が求められているのではないのでしょうか。

例えば、雪下ろし作業の手間を軽減するための片屋根に修繕をする取組に助成をするのはどうでしょうか。毎年の雪下ろしの心配がなくなり、お互いが楽になり助かる人もいるかと思えます。

また、灯油券の助成は多くの高齢者に喜ばれ、有効活用されています。必要としたときに自由に何でも使えるオールお助け券なども併せてあれば、より便利になるのではないのでしょうか。町長にお聞きします。

②除雪オペレーター担い手不足の課題改善に向けてであります。

除雪オペレーターの確保については、おのおのの事業者で対応なされていますが、毎年のようにオペレーター不足で苦慮していると聞きます。オペレーターの育成には、経験や道路状況を熟知するまでの長年の時間とキャリアを要し、ベテランと言われるまでに時間がかかります。除雪作業は事業者への委託事業ですが、現在のオペレーターは何人いて、何人足りないのか、課題となっているオペレーターの担い手不足を解消するため、町はどのような協力を行っているのか、町長に伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

○副議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 遠藤明子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、地域公共交通の今後にはにおける、デマンド交通の広域化と課題は何かについてありますが、デマンド型乗合交通の運用に当たっては、毎年アンケート調査や委託事業者との情報交換等を行いながら、利用者のニーズを把握し、より利用しやすいサービスの提供に努めてまいりました。今年6月からは、一部制限はあるものの、当日予約を開始し、利便性の向上を図ったところであります。

今後の課題としては、ご質問にもありましたとおり広域的な運行が挙げられますが、広域運行については置賜管内の各市町共通の課題と捉えており、置賜定住自立圏共生ビジョンにおいても、圏域における広域的な移動手段の確保と充実を図るため、デマンドタクシーやコミュニティバス等の広域運行について協議検討が行われております。しかしながら、広域運行の実現に当たっては、地域公共交通維持の観点から、民業圧迫とならないよう地元の事業者の理解のもと進めていくことが求められるほか、各市町の地域公共交通会議における合意形成のハードルが高く、また費用対効果等の綿密な調査研究が必要であり、現時点においては具体的な進展がない状況となっております。

次に、地域公共交通計画の策定についてであります。本町においては、令和3年まで毎年、川西町生活交通確保維持改善計画を策定しながら、デマンド型乗合交通による地域交通確保維持に努めてまいりました。

さきに橋本議員のご質問にお答えしましたとおり、令和2年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、全ての地方公共団体において地域公共交通計画の策定が努力義務とされたことから、令和3年3月に山形県及び県内全市町村が参画する山形県地域公共交通計画が策定され、広域化、多様化していくニーズに対応すべく、地域の交通事業者やNPO等と連携し、コミュニティバス、デマンド交通等多様な移動手段を確保するとした方向性が示されました。

本町においても、当該計画に基づき、置賜定住自立圏の圏域において住民の多様なニーズに対応するため、相互が連携することでサービス全体の利便性の向上が図られるよう、調査検討を進めてまいります。

次に、デマンド会員の確保はについてであります。令和4年11月末日のデマンド登録者数は1,511人と、令和3年度末と比較して10名減少しております。高齢化の進展により移動

手段を持たない交通弱者の増加が見込まれることから、町報や福祉介護窓口等と連携し、利用促進について情報提供を行い、制度の周知に努めてまいります。

次に、事業者運営支援（システム改善）についてであります。デマンド型乗合交通の運営に当たっては、町内3社のタクシー事業者と業務委託契約を締結し、運行しております。具体的には、町で会員登録を受け付け、タクシー事業者へ会員データを送付し、タクシー事業者が運営する予約センターが利用者から電話予約を受け、配車を行う仕組みとなっており、データの送受信はメールで行い、配車管理は予約センターで行っております。

今年度実施した当日予約の検討段階において、事務負担の軽減と効率化のため、予約と配車管理の電算システムの導入を検討しましたが、システム導入と維持管理に要する経費が膨大となること、またシステム自体が本町のデマンド交通システムと適合しないため、導入を断念した経過があります。現在の運行において、事業者による運用手法が確立され、現行システムで十分に機能を果たしていることから、その中でより利便性の向上が図られるよう研究を進めてまいります。

次に、利用料金の値上げはについてであります。本町のデマンド型乗合交通の利用料金については、利用者の負担軽減と利用促進を図るため、平成18年の制度開始当初より500円としております。また、制度導入に当たっての町の方針として、運行経費における町と利用者の負担割合が相互に50%となるよう目標を定めており、現在まで双方の負担割合はおおむね50%台で推移していることから、利用料金については、現段階では500円を維持してまいりたいと考えております。

次に、雪対策についてにおける、高齢者住宅の雪下ろし支援等補助事業の充実をについてであります。本町の雪対策については、かわにし未来ビジョンにおいて総合的な雪対策の充実を施策に掲げ、冬期間の安全で便利な生活が確保できるよう、道路の除雪対策をはじめ、高齢者への除雪支援など総合的な雪対策を充実し、町と町民が一体となって雪に強いまちづくりを進めております。

町報11月号に掲載された支援事業の令和3年度実績では、生活道路の除雪を支援する除雪アダプト推進事業については、町内20自治会33路線で活用いただき、ボランティア除雪・排雪作業の支援については、6団体の申請を受け、総額6万円の補助金を交付しております。また、高齢者住宅などの雪下ろしの支援においては、高齢者等世帯の267世帯に総額689万4,000円の支援を行っております。

また、雪下ろし作業の手間を軽減するための片屋根修繕への助成についてのご提案であり

ますが、現在、川西町住宅建設支援事業補助金のリフォーム工事において、住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保するための雪止めや固定式はしごの設置工事をはじめ、屋根の雪を落ちやすくする屋根勾配への改良や滑りやすい屋根材への改良工事、融雪設備の設置工事等に対し助成制度を設けておりますので、ご活用いただけるよう周知に努めてまいります。

なお、今後さらに人口減少や高齢化が加速することから、実態に合うような融通性のある柔軟な対策や、さらなる事業間の連携について検討を進めてまいります。

次に、除雪オペレーター担い手不足の課題改善に向けてであります。本町の道路除雪については、11月2日に除雪対策協議会を開催し、今年度の道路除雪計画を承認いただいたところであり、今年度は、町道実延長525.3キロメートルに対し、除雪総延長268.5キロメートルを54台の除雪機械で道路除雪を行ってまいります。

議員ご質問の除雪オペレーターについては、今年度は84人が除雪作業に従事いただくこととしており、各除雪事業者の努力により人員の不足は生じておりませんが、近年、除雪オペレーターの高齢化が進行しており、あわせて新たな担い手が非常に少ない状況となっていることが喫緊の課題と認識しております。

そのため、町では除雪オペレーターの育成及び確保を目的として、平成25年度よりオペレーター育成制度を設け、年齢がおおむね40歳代までのオペレーターに対し、申請により1人当たり最大10万円を支給しているほか、除雪オペレーター講習会への参加料の全額負担、申込み手続等の支援を行っております。

また、除雪作業の効率化、平準化を図るICT技術を活用する除雪機械へのGPS導入については、今年度全事業者1台ずつ、合計10台の除雪機械への試験導入を実施することとしております。GPSの導入により除雪機械の現在位置がリアルタイムで把握できることや、事業者の日報作成の手間の省略等、事務軽減が図られるほか、除雪路線上、注意を要する段差やマンホール等支障箇所をあらかじめ登録しておくことで、除雪機械がその場所に差しかった際には注意を促すアラート機能が発動し注意喚起されることにより、新規のオペレーターでも安全に作業でき、育成支援に大きく貢献するものと考えております。

町では、今後も除雪事業者と情報共有や意見交換に努めながら、除雪オペレーターの育成支援を図り、冬期間の安全な交通の確保のため、持続可能な除雪体制を構築すべく努力してまいりたいと考えております。

以上、遠藤明子議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○副議長 遠藤明子さん。



○2番 丁寧なご回答をいただきましてありがとうございます。

まず最初に、公共交通の質問については、先輩議員のほうからも午前中にご質問がありました。なので、そちらのほうでは私も述べるところがあまりないのですが、聞きたいところをちょっと何点か聞いていきたいと思います。

まず、今の高齢者が今後もだんだん増えてくるという情勢の中で、やっぱりそこに生活圏の拡大というかな、住民の方々が、主に高齢者の方々が移動するその自由度というかな、そういうものの確保は必要かなというふうに思います。また、公共交通を考えた場合に、公共交通、やっぱりその在り方っていうかな、ちゃんと時間が決まっていて、その時間に行けば乗れる、そういうサイクルがあるのが公共交通かと思います。今回、JRのほうもそうですけれども、山交バスがまず廃止されるかもしれない、来年。それで、その交通手段が1つなくなるといったときに、米坂線のJRを使ってじゃ移動しましょう。午前中1本、午後から1本とかそんな状況の中、やっぱり外に出歩く高齢者、お年寄りの方、車を持たない方、やっぱり不便を感じる、その現状は同じだと思います。

デマンド型でそれを対応するといっても、なかなか町内で目的が決まったところへの移動手段、公共交通で自由に行き来ができるもの、そのこの区別は違うものだと思いますが、それに関してどうお考えでしょうか。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 答弁にもありますけれども、タクシー事業者さんも公共交通機関です。そのことを踏まえながら事業者さんが成り立つ仕組みも当然考えていかなければなりませんので、デマンド交通をスタートするに当たっては様々な議論をさせていただいて、我々の仕事を奪うのかというところまで迫って議論をさせていただいたところもありました。それを十分ご理解いただきながら、タクシー事業者さんの全面的な協力の下で町内のデマンド交通が成り立っているという状況でございます。町外に行く部分についても、JRさん、そしてタクシー事業者さん、様々な事業を起こしている方もいらっしゃいますので、そういったことも含めての公共交通としてご理解いただきたいと思います。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 タクシー業者さん、そのことを考えればやむを得ないというところもあるでしょうが、やっぱり弱い方の立場からすれば、安くて便利なもの、それにそういう機関があったほうが便利は便利なわけです。どうしても行かなくちゃいけないというときはタクシーを使うでしょうけれども、やっぱり低額で交通、どこへでも行ける、そんな乗り物があるのが町民の方

は求められているかなというふうには思います。

また、公共交通、手段のところ、バスがないということになれば、これからというか、インバウンドとか国際交流なんかでばんばん外からお客が入ってくるなんていうときに、じゃ川西町にどうやって行けばいいのと。米坂線のJR、それを利用してください。じゃ乗り物、バスがない、じゃタクシーで来てくださって、そんな状況にもなりかねません。これから地域の公共交通の計画の策定など、広域化も踏まえていろいろ検討がなされるということですが、それに向けてもやっぱりこの状況を何とかもう少し改善をして、一歩でも前に進めていかなきゃいけないと思うんです。いろいろな意味でハードルが高くて、いろいろなところで手が出せない。じゃそのハードルの高いところは何なのか。一つ一つ問題を解決しながら一歩ずつ進める、そういった工夫が要るかと思うんですが、そちらのほうではこれ、前に進めていくというご覚悟というかな、一歩でも進めていただきたいというところでは、町長のお考えはいかがでしょうか。

○副議長 原田町長。

○町長 山交バス路線の支援については、議会の中でも何回も繰り返し見直しをする必要があるという提言、ご意見も賜ってまいりました。利用者が1本当たり0.4人を切るというような状況で、ほとんど乗らないバスが走っているという状況になっているわけでありまして、あればいいな、あったらいいなというだけではなくて、それに対する費用負担というのは当然伴っているわけですから、その部分を別な次元でカバーしていくということになるのかなというふうに思っております。

様々な事例を重ねてしまうと混乱してしまうので、例えば観光客の誘客などについてはJRさんからの2次交通を観光事業者さんと一緒に考えていく、バスの運行などで出迎えるというようなことも含めて、2次交通をしっかりと確保していかないと観光客の誘客にはつながっていかない、これが現実でございますので、様々な場合を想定しながらどうあるべきなのかということを議論していく必要があるのかなというふうに思います。

また、高齢者の方々の負担をやっぱり軽減していくということについては今後の課題として受け止めさせていただいて、移動手段として例えば医療機関、もしくは町外での買物等ですね、そういったニーズがあるとするならば、それをどういうふうにかバーしていったらいいのか、支援していったらいいのかということについては、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

タクシー事業者さんも一生懸命頑張っていらっしゃいますので、事業者さんが報われるよ

うな支援も検討していかなきゃいけないのかなというふうに思っておりますので、よろしく  
お願いしたいと思います。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 ウィン・ウィンの形が一番よろしいかと思いますが、ひとつ力を入れながら取組のほ  
うをよろしくお願いしたいと思います。

また、じゃちょっとデマンドのほうに問題を移したときにですけれども、そのデマンド会  
員の確保のところ、今現在1,511名の会員登録があるということ、また年々高齢者が減少  
とともに人数が減っているというような、10名ほど減少しているようなことではござい  
ました。

それで、お聞きしたいのは、デマンド登録というのは高齢者だけじゃないんですね。た  
しか小学生から500円でどこでも乗れるというふうな形だと思わすけれども、今現在、  
高齢者以外、そういう若い人たちとか、そういう人たちの登録状況などはどうですか。

○副議長 安部まちづくり課長。

○まちづくり課長 ただいまのご質問でございますが、デマンド交通の利用者数、それから登  
録者数ということで、登録者数については10名ほど減員しております、1,511人というこ  
とで把握しているところでございますが、その内訳でございますが、ほとんど高齢者の方  
ということで把握しているところではあります、若い方の登録者数については手元にデー  
タがございませんので、後ほど示させていただきたいと思っております。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 じゃ、情報のほうをください。よろしくお願ひします。

せんだって、私たち会派のほうですけれども、千葉県の方の研修に行ってきたんです。  
御宿町のデマンドの交通についての研修をしてきたところだったんですけれども、その町  
では人口が7,100人ぐらしかしなないといつて、世帯数も3,600世帯、なのに高齢化率が51%  
を超えていて県下一の町でした。ただ、そのところは都会でもあるので、デマンドを使っ  
た事業がすごく活発にされて、今のところありがたい乗り物になっているという取組だつ  
たんですが、やっぱり状況も違うんですが、その使われる方、高齢者が全てというか、高  
齢者がほとんどなんですけれども、都会から来る避暑地というかな、ちょうど都会の方が……

(移住)

○2番 ああ、移住される方、またはそこに第二の住宅というかな、行ったり来たり、東京と  
も行ったり来たりするのにアパートなりマンションを購入しているという使い方が、そう  
いう方がほとんどなんです。それで、自分のところから駅までの交通機関にデマンドが使

れているんだけど、すごく便利だという取組がなされていて、今のところは順調にしているというお話をお聞きしながら、そのデマンドが、タクシー業者にお願いしながら1台で10人乗りの交通機関というかな、タクシーで、60分ごとに1便から8便まで16か所、14か所かな、ぐるぐる回って、乗り合い、どこからでも乗れますよということをやっているんだそうです。それで、それも中学生以上300円で乗せますよ、小学生は100円だけれども、乳児の方は大人がついているからただで乗れますよというやり取りだったんですが、その中で、回数券を発行することによって、高齢者だけではなくて子供を持つ親御さんなんかもそのデマンドを利用しながら乗られているという取組で、デマンドタクシーというのは高齢者だけの乗り物じゃないんだなということを勉強してきました。

また、行きはデマンドを使うと、帰りはタクシーを使っただけであれば、その料金の半額、町のほうで負担しますよと、500円までですけども、町が負担しますから、半分、帰りはタクシーをどうぞ使ってくださいというような、そういったサービスなどもやっているようでした。そういう形を取りながら、何か工夫しながら会員を集めているような施策があったようでございます。ああ、これいいなと思ってきたところでありました。うちのほうで参考に、こんなこともちょっと考えていただきながら、デマンドの今後の在り方というかな、改善などにもなればいいかなと思います。

デマンドのほうでは、先ほどもお伺いしたので、同じような中身になってはあれなので控えますけれども、ただ、同じ南陽市の取組を一つご紹介したいなと思ったんですが、南陽市の中で「おきタク」という、知っている方もいらっしゃると思いますが、沖郷地区が独自に、自治会のほうで自主的に取り組んだ事業でございまして、タクシー料金は500円なんですけれども、その利用者と、それから沖郷地区全域がバックアップしながら高齢者を支える、地区負担が200円あると。そして、また半分は市、行政のほうが払うというようなやり方。

今後のこれも高齢者が増える中で、やっぱり我々、これも工夫の中にひとつあるかなと。町、行政だけが支えるのじゃなく、地域全体で支えるとかそういったやりくりの中、地区の中でも少し負担をしていただきながら、みんなでじゃ高齢者を支えていくというやり方、これについて、町長、どうお考えですか。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 「おきタク」の取組については、運輸局からも情報として提供いただいているところでありまして、画期的な地域の移動手段の確保という意味では、地域づくりの一環として取り組まれたものと認識しているところであります。内容自体については、川西のデマンドタ

タクシーのほうがさらに充実しているというふうには思っておりますけれども、地域を挙げた取組としては評価されるのかなというふうに思っております。

見てみますと、我々のところはどこにでも行けるというか、親戚でも、町内であればどこにでも500円で行けるという仕組みでありますので、そういう意味では目的地が限られている部分もございますので、制度をスタートしてもう20年近く川西町は取り組んできたその積み重ねが、事業者さんの協力の下で発展してきたのかなというふうに思います。

先ほど御宿の例がありましたけれども、どなたでも利用しやすい環境にしていくという意味では、タクシー事業者さんの協力がなければできないわけですが、例えばですが、もう少し朝方の時間帯であったりとか、夕方の時間帯であったりとか、幅を持たせることによって高校生とかを駅まで送っていただくということの部分などで改善できれば、もっと利用というのは上がるのかなというふうに思っています。これらについても、その目的が限られている人ですので、一般の方はもうみんなということではなくて、高校生の通学の足の確保などという観点で地域の課題があるとするならば、その運行について協議をし、支援をしていただくような取組なども今後の課題として捉えているところであります。

本当に車があれば便利でどこにでも行けるので、その自由を満喫している方が多いわけですが、それがかなわない方もたくさんいらっしゃるということを認識しながら、暮らしやすい交通環境をつくっていくことは行政の使命というふうに思っておりますので、なお一層改善できるように努力してまいりたいと思います。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 ぜひ、高齢者だけの乗り物じゃなくて、そういった子供たちなどもいるということも踏まえながら、今後改善策、よろしくお願ひしたいと思います。

今、私、小松地区に住んでおりますけれども、小松地区の現状をちょっと言わせていただきますと、遠い方は500円だとすごく便利なわけです。ただ、町内、小松のエリアぐらいただと、500円だとどうしても高上りになるわという方もいらして、デマンドはちょっとななんて、もしお友達と一緒にタクシー頼んで割り勘にしたほうが安上がりだなんて、そういう使い方をする人もいらっしゃいます。ただ、どうしてもやっぱり買物ですとか、タクシーでよく来られる、している方も見受けられます。そういう人たちの足がないのはやっぱり課題なんです。どんなに近くても歩けなくて、ちょっとそこまで行くその手間、足がなくてよーと悩んでいる人は小松の町なかにもたくさんいらっしゃいます。そういった方々の声を聞くと、そしてまたそういった方たちの集まりのサークルにも、今まで乗せてもらったけれども、

乗せてくれる人がいなくなっちゃってもう行けなくなっちゃったわなんていう、足さえあればねと、私も行けるけれども、体操もできないのよなんていう、そういう方もいらっしゃると思います。

そういう方の声を聞くと、何かこう、小さなコミュニティというかな、小松地区の中でも循環して乗れるようなコミュニティバスのようなものが時間時間で回ってくれるような、そんなのもあると助かるのかなというふうにも思うわけです。町なかだからいいべというわけではなくて、この町の中でさえも、駅をまたいでこっちまで来るのも大変だという人はたくさんいるわけです。そういった方たちが使えるような、循環して回れるような、そんな工夫もぜひ頭の中に置きながら、そこら辺も検討、今後の課題にさせていただきたいなと思います。が、いかがでしょうか。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 コミュニティバスの運行についても、他の市町で取り組まれている状況も私たちも見せてもらっております。歴史的には、川西町内も町民バスが走っていたときがあって、それでアンケート調査などをさせていただくと、バスになぜ乗らないかという、その停留所まで行くのが大変だということで、乗りにくい、使いにくいということで、ドア・ツー・ドアであるデマンドのほうに、大方の皆さんのご理解をいただいてかじを切ったところであります。

あったらいいなというのは本当に分かるんですけども、それを運行していくためには、これは1つの事例ですけれども、大塚の敬老会であったり、玉庭の様々なイベントであったり、それはもう地域づくりの一環としてタクシー事業者さんにチャーター便をお願いして、それで巡回して集まっていただくというような、そんな取組もしながら、地域の中で集まりやすい環境なども整えていただいておりますので、そういった地域活動の一環として検討していただければありがたいし、それに対して行政がどう支援していくかということで課題解決が図られればいいのではないかなというふうに思っております。何でも全て行政が請け負ってやっていくということについては、費用対効果もはじめ、いろいろな課題がございますので、そこはご理解賜りたいと思います。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 くどいようではございますけれども、地域づくりの一環という部分でも、その仕組みづくりに関しても、行政のほうというか町のほうでしっかりと地区のほうにもそこら辺の事情なども教えていただきながら、仕組みづくり、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、雪対策のほうにちょっといきたいと思います。

雪対策のほうで、いろいろこちらのほうも様々な支援事業を活用されて、皆さん事業のほうを協力していただいているという実績なども書かれております。ただ、今この事業が悪いというわけではないんです。この形態プラス、やっぱりその雪を下す人数、作業する方々が年を取ってきたよということに対して警戒をしてほしい。何かここに新たな補助というかな、支え的なものが必要じゃないのかなというふうに考えるわけです。

毎年毎年この時期になると、雪対策、雪下ろしのほうでは民生委員の方々も高齢者宅などを回りながら、どうだなんていう話でチェックしながら、雪の状況下では雪下ろし作業をしていただくような状況になるんでしょうけれども、その雪を下ろすときの作業、人夫の方、とっても申請の手間に行っている日が面倒くさくて行きたくなーいとか、行かないでぱっぱーと終わったほうが簡単だーとか、そういう方もいらっしゃるんです（笑）。でも、ただやっぱり補助金ですから、やっぱりそれは申請をして、そういったちゃんと形を取りながらやんなくちゃいけないというのは分かるんですけれども、その手間が面倒だーなんて言われる方もいらっしゃるって、これについてはどうなのかなというふうに思うんですけれども、自由に使えるような地域お助け券みたいなそういったものがあると、それで誰でもちょっとのお助けをしていただけるようなそんな取組、あったらいいんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

前段の部分で、利用される方も支援する方も高齢化になって、様々な手続も大変だというようにお話がございました。まさしくこちらは補助事業でございますので、補助申請手続をいただきながら完了報告書を提出する、もしくは派遣団体に対して後日お支払い申し上げなんということで、ちょっと煩わしい面があるかと思いますが、ただ、事業自体は大変有効なものだということで考えておきまして、今後利用者の方々や派遣団体の方々、皆様からご意見や、やっていただいたことのご感想をいただくということの中で、簡易な手続で有効性のある事業に向け、調査研究ということでさせていただきたいなというふうに思います。

それから、地域お助け券というような表現でございましたが、全国的にも地域お助け券的なものがあるやに聞いております。町長の答弁にもございますが、そういうことも含めまして、先進事例の研究調査をさせていただきながら、私も勉強させていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 申請に見える方が、その作業手続のハードルが高いというか、作業をするのにいろいろ団体でなくちゃいけないだとか、保険に加入しなくちゃいけないだとか、様々なことで大変だというふうに言う人がいるんですけれども、その手続そのもの、それは簡単にできるものなんですか。個人でも大丈夫なものなんでしょうか。

○副議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 手続は助成方式でございますので、ある程度申請書を書いていただく、それからその報告をいただくなどということで一定の事務手続があらうかと思えます。保険等につきましてもその手続はあるわけでございますが、これは作業をする際に必要なものだというふうに感じておりますので、この辺は省略できないといえますか、手間を除いてはいけないものだなというふうに感じております。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 じゃ、その方はちょっと面倒くさくというかな、考えていたのかもしれませんが。縄をつけなくちゃいけないだとか、ヘルメットをしなくちゃいけないだとか、身を守ることは当たり前なんでしょうけれども、そういう規制があつて面倒だというふうに捉えていたのかもしれませんが、そこら辺はちゃんとお話をしていきたいと思いますが、その雪下ろしをするという時期というのかな、雪がたまる時期ってもうみんな大体一緒になるもんですから、作業に行く人というかな、混むわけですよ、高齢者のお宅に作業に行くのに混んでくると。順番を待つしかないというのは分かるんですけれども、作業をしてくれる人が、まず人夫の方を集めて、自分たちで頼まれたところに行って作業をするわけです。ただ、作業をしてその申請をするのに、その作業員の名前だとか印鑑を押してもらうとか、そういうことで手間暇がかかって、町のほうに報告と、お金の支払いを受けるのにそういった手間がかかる。そして、次、お金が、町のほうから支援金をいただくその日数がかかり過ぎて、先に人夫の方に立て替えて払わなくちゃいけない、そういう手間もあるというご苦労があるようですが、そこら辺はどうでしょうか。

○副議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

最初にお話をさせていただきましたが、そのような手間がかかるというようなことで、毛嫌いというわけではないんですが、されている方もいらっしゃると思います。ただ、我々必要な事業でございますので、必ずや除雪作業というのは出すべきものだと思いますので、実



際ご利用される方と、それから派遣団体の皆様のマッチング的なものは早々にさせていただきながら、その時点でご利用者様、それから派遣される団体の方々からご意見を伺うなどして、今あったようなことの解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 ぜひ、あまり手間のかからないスピーディーな形で、ご協力していただいている人も助かるわけですから、対応のほうよろしくお願ひしたいと思います。

今度は屋根の関係ですけれども、片屋根にするというリフォーム工事における助成事業があるとお聞きしました。これ、申請者というか、今までいたものでしょうか。ちょっとお伺ひしたいと思います。

○副議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 今ありましたように、町のリフォーム補助金というのは様々メニューがございまして、その中の一つとして、雪対策という項目に関して支援をする制度がございまして、その中で、様々メニューがあるんですが、今議員からありましたように、屋根を滑りやすく片屋根にするとか、そういった条件も要綱には明記をさせていただいておりますが、現実的にそれを使って解消されたという事例はないというふうには聞いております。

一般的に、屋根の改修については、やはり滑りやすくするとか、逆に屋根から落ちないようにする、アストですね、雪止めをつけるという方が、そういった事例はかなり多くの方々が使っていただいて、それをご利用いただいているというような実績でございまして。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 申請した方はいらっしゃらないと今お聞きしました。でも、やっぱりこれ、知らないんだと思います、こういった中身。細かいところがあるというのが分からないから、皆さん手を挙げないのかなというふうにも思います。それで、やっぱりね、いや、屋根の修復っていうか、まあお金がいろいろかかるでしょうから、ピンキリでいろいろあるんでしょうが、この勾配をちょっとつけるだけでも雪が滑りやすくなるだとか、そうすると、上に上がらなくても、下にたまった、落ちた雪を掃いてもらう、そこだけで済むというような、そういった仕組みだし、もう少しこれ、こういう助成金あるから活用したらいいんじゃないかというふうにはPRしたほうがいいんじゃないですか。いかがですか。

○副議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 ありましたように、雪対策のメニューでも相当な項目がございまして、その

ほか様々な細かい要件を設けておるものですから、その内容についてはホームページの中でも見られるような要綱もつけてはおるんですが、なかなかそういった情報が届かない人がいるということも踏まえまして、その周知の在り方も含めて、これからご活用いただけるように制度周知に努めてまいりたいというふうに思います。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 ぜひお願いします。

仮に、これ何か金額、上限幾らまでとかという、何かそういうのがつくんですか。

○副議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 助成支援制度でございますので、一定の要件がございます。リフォーム補助金については工事費の5分の1という中で、それも金額的には上限が24万円という中で、県の助成制度と協調しながらこの取組を行っているところでございます。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 まあ24万円の助成があるというのであれば、もしかすると考える方もいらっしゃるのかもしれませんが、こういった取組というかな、いいものがあるのを、やっぱりこの時期に、こういうのがありますよというふうな、もう少し町のほうでもPR、周知していただくと、住民の方も、あ、これ使ってみようという形になるのかななんていうふうにも考えます。よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、すみません、オペレーターについて。

除雪オペレーターの担い手ですけれども、こちらのほうも54台の除雪機械に84人が従事していらっしゃるということを知りました。今現在は、今のところそこで回っているから大丈夫だけれどもというお話でしたけれども、そういった実情を町民の方は知らないわけです。オペレーターが不足していますという情報だけしか知らないものですから、いや、大丈夫なんだろうとか、これどうするんだろうなんていう心配もしていらっしゃいます。

今後の育成も兼ねていろいろ町のほうでも取組がされてあるというふうにおっしゃいましたけれども、まだまだ若手の農業者とか、冬場何もしていないとか、そういう方々もいらっしゃいます。そういう人たちにもちょっと声をかけて、オペレーター受けてみないとか、そんな周知もしながら、勉強してもらおうような形を取ってみてはいかがかなと思うんですが、どうでしょうか。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 除雪作業は、大変厳しい環境での仕事作業になります。朝2時から待機して状況を把

握しながら、もう3時には除雪作業がスタートすると。降雪もしくは吹雪等で前が見えないような状況の中で、手探りのような形で除雪をしなきゃならない、本当に過酷な労働でありまして、その担い手確保については真剣に我々としても考えて、事業者さんへの支援を強化してきたところであります。

このオペレーターの支援の補助ということの重みもあるわけですがけれども、もう一つは雪が降らなくても待機料を事業者さんにしっかりお支払いさせていただいて、やはり仕事がないと費用がもらえないということではなくて、待機中にも支払いができるような形でオペレーター確保を図っていただくような支援の強化もさせていただいているところでありまして、ただ単純に研修したとか何とかではなくて、やっぱり経済的なメリットがなければ事業をされないわけでありまして、そういう総合的な形で事業者支援を通じながらオペレーター確保を図っていくことが大切というふうに捉えております。

○副議長 遠藤明子さん。

○2番 十分にそのオペレーターさんのお仕事、大変だというのは分かります。ただ、やっぱりその担い手となっただかかないと、またそれも困るわけですので、十分に理解を深めながらお願いして、人材確保に町のほうも協力をしながら努めていただきたいと思います。

様々、雪の問題も交通の問題も、住民にとってはこの日常生活に密着した問題で、継続可能な暮らし、持続可能な暮らしが大事であります。その施策については本当にいいものになってほしいというふうに思いますので、今後ともどうぞよろしく願いをしながら私の質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○副議長 遠藤明子さんの一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○副議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 3時03分)